

第 604 号 (平 成 17 年 10 月 14 日 発 行)	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発 行 所
	横 浜 市 役 所
	横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

[条 例]

- △ 横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例【衛生局医療政策課】 5
- △ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校教育課】 7

[規 則]

- △ 横浜市救急医療センター条例施行規則の一部を改正する規則【衛生局医療政策課】 9

[告 示]

- △ 平成 17 年度横浜市一般会計補正予算 (第 5 号) ほか 1 件の要領公表【総務局総務課】 12
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【福祉局保護課】 13
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【福祉局保護課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【福祉局保護課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【福祉局保護課】 17
- △ 結核健康診断及び予防接種実施義務者に対する補助金交付基準【衛生局感染症・難病対策課】 18
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【まちづくり調整局都市計画課】 19
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更【まちづくり調整局都市計画課】 20
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 24
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 28
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 32
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 37
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 38
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 39
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 75
- △ 歩行者専用道路の指定【道路局路政課】 77
- △ 市道路線の名称変更【道路局路政課】 78
- △ 川崎市との境界に係る橋の管理に関する協定の内容【道路局橋梁課】 79

[公 告]

- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 80
- △ 同【環境創造局管路保全課】 81
- △ 同【環境創造局管路保全課】 82
- △ 同【環境創造局管路保全課】 83
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業・サービス業課】 84
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【まちづくり調整局都市計画課】 85
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の計画案の縦覧【まちづくり調整局都市計画課】 86
- △ 建築基準法に基づく措置命令【まちづくり調整局違反对策課】 87
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【まちづくり調整局建築指導課】 88
- △ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局宅地指導課】 89
- △ 同【まちづくり調整局宅地指導課】 90
- △ 同【まちづくり調整局宅地指導課】 91
- △ 同【まちづくり調整局宅地指導課】 92

△	同	【まちづくり調整局宅地指導課】	93
△	同	【まちづくり調整局宅地指導課】	94
△	同	【まちづくり調整局宅地指導課】	95
△	同	【まちづくり調整局宅地指導課】	96
△	同	【まちづくり調整局中部建築事務所】	97
△	同	【まちづくり調整局南部建築事務所】	98
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【まちづくり調整局中部建築事務所】	99
△	同	【まちづくり調整局西部建築事務所】	100
△	同	【まちづくり調整局南部建築事務所】	101
△	同	【まちづくり調整局北部建築事務所】	102
△	同	【まちづくり調整局南部建築事務所】	103
△	同	【まちづくり調整局西部建築事務所】	104
△	市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定	【まちづくり調整局住宅管理課】	105
△	改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定	【まちづくり調整局住宅管理課】	113
[区告示]			
△	地縁による団体の認可の告示事項の変更	【鶴見区地域振興課】	115
△	地縁による団体の認可	【磯子区地域振興課】	116
△	地縁による団体の認可の告示事項の変更	【栄区地域振興課】	117
[区公告]			
△	横浜市磯子地区センター等の指定管理者の指定	【磯子区地域振興課】	118
△	老人福祉センター横浜市喜楽荘の指定管理者の指定	【磯子区地域振興課】	119
△	横浜市栄区民文化センターの指定管理者の指定	【栄区地域振興課】	120
△	横浜市上郷地区センター等の指定管理者の指定	【栄区地域振興課】	121
△	老人福祉センター横浜市翠風荘の指定管理者の指定	【栄区地域振興課】	122
△	横浜市西地区センター等の指定管理者の指定	【西区地域振興課】	123
△	横浜市港南地区センター等の指定管理者の指定	【港南区地域振興課】	124
△	横浜市港南区民文化センターの指定管理者の指定	【港南区地域振興課】	125
△	横浜市今井地区センター等の指定管理者の指定	【保土ヶ谷区地域振興課】	126
△	横浜市市沢地区センター等の指定管理者の指定	【旭区地域振興課】	127
△	横浜市阿久和地区センター等の指定管理者の指定	【瀬谷区地域振興課】	128
△	老人福祉センター横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の指定	【瀬谷区地域振興課】	129
△	横浜市北山田地区センター等の指定管理者の指定	【都筑区地域振興課】	130
△	老人福祉センター横浜市つづき緑寿荘の指定管理者の指定	【都筑区地域振興課】	131
△	横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者の指定	【中区地域振興課】	132
△	老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者の指定	【中区地域振興課】	133
△	横浜市金沢地区センター等の指定管理者の指定	【金沢区地域振興課】	134
△	横浜市潮田地区センター等の指定管理者の指定	【鶴見区地域振興課】	135
△	老人福祉センター横浜市鶴寿荘の指定管理者の指定	【鶴見区地域振興課】	137
△	横浜市菊名地区センター等の指定管理者の指定	【港北区地域振興課】	138
△	横浜市十日市場地区センター等の指定管理者の指定	【緑区地域振興課】	139
△	横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者の指定	【青葉区地域振興課】	140
[消防局]			

△	横浜市火災予防条例第4条第3項第3号、第14条第1項第9号及び第22条第1項第13号の規定により消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者の一部改正【査察課】	141
	[交通局]	
△	「横浜市高速鉄道1・3号線駅業務委託」に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続【財務課】	142
	[教育委員会]	
△	横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則【総務課】	144
△	横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【特別支援教育課】	145
△	横浜市教育文化センターの指定管理者の指定【生涯学習課】	146
	[市選挙管理委員会]	
△	直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	147
	[区選挙管理委員会]	
△	参議院神奈川県選出議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者等の選任【鶴見区】	148
△	同【神奈川区】	151
△	同【西区】	153
△	同【中区】	155
△	同【南区】	157
△	同【港南区】	159
△	同【保土ヶ谷区】	161
△	同【旭区】	163
△	同【磯子区】	165
△	同【金沢区】	167
△	同【港北区】	170
△	同【緑区】	172
△	同【青葉区】	175
△	同【都筑区】	178
△	同【戸塚区】	180
△	同【栄区】	182
△	同【泉区】	184
△	同【瀬谷区】	187
△	参議院神奈川県選出議員補欠選挙における投票管理者の選任【鶴見区】	189
△	同【神奈川区】	191
△	同【西区】	193
△	同【中区】	194
△	同【南区】	196
△	同【港南区】	198
△	同【保土ヶ谷区】	200
△	同【旭区】	202
△	同【磯子区】	204
△	同【金沢区】	206

△	同	【港北区】	208
△	同	【緑区】	210
△	同	【青葉区】	212
△	同	【都筑区】	214
△	同	【戸塚区】	216
△	同	【栄区】	218
△	同	【泉区】	220
△	同	【瀬谷区】	221
△	神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所	【鶴見区】	223
△	同	【神奈川区】	224
△	同	【中区】	225
△	同	【磯子区】	226
△	同	【金沢区】	227
【人事委員会】			
△	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	228
△	一般職職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	230
△	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	233
【監査委員】			
△	平成17年度行政監査の結果公表	【行政監査課】	234
【市会】			
△	平成17年第3回市会定例会会議事項（第1日）	【議事課】	235
△	同	（第2日）【議事課】	238
△	同	（第3日）【議事課】	239
【正誤】			
			249

条 例

横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例第 111 号

横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市救急医療センター条例（昭和 56 年 3 月横浜市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条の見出し中「使用料及び手数料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「者」の次に「又は規則で定める者」を加え、「前条第 1 項の使用料又は手数料を減免する」を「利用料金の全部又は一部を免除する」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項中「者は」の次に「、指定管理者に対し」を加え、「使用料又は手数料を納付しなければならない」を「当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない」に改め、同項第 2 号中「額」の次に「の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額」を加え、同項第 3 号中「使用料及び手数料」を「利用料金」に、「市長が定める実費相当額」を「実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額」に改め、同条第 2 項中「前項の使用料又は手数料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の指定等）

第 4 条 次に掲げる横浜市救急医療センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 第 2 条に規定する業務の実施に関すること。

(2) 横浜市救急医療センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、横浜市救急医療センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

- 第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市救急医療センター条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市救急医療センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

横浜市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第112号

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

横浜市立並木第二小学校	
横浜市立並木第三小学校	を
横浜市立並木第四小学校	
	」
横浜市立並木第四小学校	
横浜市立並木中央小学校	に、
	」
横浜市立飯島小学校	
横浜市立犬山小学校	を
	」
横浜市立飯島小学校	に、
	」
横浜市立上郷南小学校	を
	」
横浜市立上郷小学校	に、
	」
横浜市立桜井小学校	を
	」

「
横浜市立桜井小学校
横浜市立庄戸小学校
」

に、

「
横浜市立西本郷小学校
横浜市立野七里小学校
」

を

「
横浜市立西本郷小学校
」

に、

「
横浜市立本郷台小学校
横浜市立矢沢小学校
」

を

「
横浜市立本郷台小学校
」

に改める。

別表の6の表中

「
横浜市立中村養護学校
」

を

「
横浜市立浦舟養護学校
横浜市立中村養護学校
」

に改め、同表横浜市立二つ橋養

護学校の項を削る。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

規 則

横浜市救急医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市 長 中 田 宏

横浜市規則第 131 号

横浜市救急医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市救急医療センター条例施行規則（昭和 56 年 5 月横浜市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条において」を「以下」に改める。

第 5 条を第 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（利用料金の減免）

第 6 条 条例第 7 条の規定により利用料金を減免することができる者は、生活保護法による保護を受けている者とする。

第 4 条を削る。

第 3 条第 1 項中「（第 1 号様式）を」を「（第 2 号様式）を指定管理者に」に改め、同条を第 5 条とする。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者の公募）

第 3 条 市長は、条例第 4 条第 2 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（指定申請書の提出等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 横浜市救急医療センターの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式及び第 3 号様式を削る。

第 1 号様式中「（第 3 条第 1 項）」を「（第 5 条第 1 項）」に改め、同様式を第 2 号様式とし、第 1 号様式として次の 1 様式を加える。

第 1 号 様 式 (第 4 条 第 1 項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申 請 先)
横 浜 市 長

所在地
申 請 者 団 体 名
代 表 者 氏 名

横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 を 受 け たい の で 、
申 請 し ます 。

(注 意) 申 請 に 際 し て は 、 次 の 書 類 を 添 付 し て く だ さ い 。

- (1) 事 業 計 画 書
- (2) 定 款 、 寄 附 行 為 、 規 約 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 書 類
- (3) 法 人 に あ っ て は 、 当 該 法 人 の 登 記 簿 謄 本
- (4) 指 定 申 請 書 を 提 出 す る 日 の 属 す る 事 業 年 度 の 収 支 予 算 書 及
び 事 業 計 画 書 並 び に 前 事 業 年 度 の 収 支 計 算 書 及 び 事 業 報 告 書
- (5) 横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー の 管 理 に 関 す る 業 務 の 収 支 予 算 書
- (6) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類

(A 4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 421 号

平 成 17 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ） ほ か 1 件
の 要 領 公 表

平 成 17 年 9 月 30 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 平 成 17 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ） ほ か 1 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜市告示第 422 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条に規定する医療機関として、次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
平成 16 年 12 月 1 日	ひぐち歯科クリニック	都筑区北山田一丁目 12 番 4 号
平成 17 年 5 月 1 日	医療法人社団宏徳会徳 井内科クリニック	西区北幸一丁目 2 番 13 号
平成 17 年 6 月 1 日	医療法人社団ヒューマ ントラストクリニック すずき	都筑区荏田東四丁目 8 番 5 号
平成 17 年 7 月 1 日	三木メンタルクリニッ ク	西区平沼一丁目 2 番 12 号
平成 17 年 8 月 1 日	天王町メロン薬局	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 18 番地の 9
同	医療法人社団翔舞会エ ムズ歯科クリニック中 原	磯子区中原三丁目 5 番 22 号
同	高橋医院	金沢区泥亀一丁目 15 番 3 号
同	大倉山調剤薬局	港北区太尾町 270 番 地
同	さつき薬局	緑区鴨居一丁目 1 番 21 号
同	内科小児科小山台クリ ニック	栄区小山台二丁目 41 番 17 号
平成 17 年 8 月 15 日	まいおか歯科クリニッ ク	戸塚区舞岡町 3,544 番地の 3
平成 17 年 8 月 16 日	オレンジ薬局片倉店	神奈川区片倉四丁目 3 番 24 号
平成 17 年 8 月 19 日	すぎやま歯科	金沢区寺前一丁目 1 番 26 号

同	かしま歯科医院	栄区笠間三丁目2番8号
平成17年9月2日	わかば薬局横浜立町店	神奈川区立町6番地の1
同	よつばクリニック	戸塚区原宿四丁目14番15号
平成17年9月3日	井橋レディースクリニック	磯子区杉田一丁目17番1号
平成17年9月4日	ささお眼科	旭区二俣川1丁目43番地の28
平成17年9月6日	田奈クリニック	青葉区田奈町25番地の7
平成17年9月7日	すみれ薬局	鶴見区北寺尾一丁目16番11号
平成17年9月8日	あゆみクリニック	緑区鴨居四丁目52番29号
同	つばさ薬局	緑区鴨居四丁目52番29号
平成17年10月1日	井上胃腸科・内科クリニック	港北区綱島西二丁目16番19号

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成17年6月1日	医療法人社団桐峰会	泉区上飯田町2,196番地の1	医療法人社団桐峰会桐峰会訪問看護第3ステーション	泉区上飯田町2,196番地の1

横浜市告示第 423 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条に規定する施術者として、次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市 長 中 田 宏

指定年月日	氏名	住所	名称	所在地
平成17年8月1日	横 山 徳 三	栄区本郷台五丁目39番7号	横浜マッサージ	南区永楽町2丁目17番地
平成17年8月26日	陳 彗 綺	中区本牧原15番1号	開設なし	中区本牧原15番1号

横浜市告示第 424 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 44 号）第 49 条に規定する指定医療機関を、次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
平成 16 年 11 月 30 日	ヒグチ歯科	港北区新吉田町 2,610 番地
平成 16 年 12 月 19 日	高橋医院	金沢区泥亀一丁目 15 番 3 号
平成 17 年 4 月 30 日	徳井内科クリニック	西区北幸一丁目 2 番 13 号
平成 17 年 5 月 31 日	ヒューマントラストクリニックすずき	都筑区荏田東四丁目 8 番 5 号
平成 17 年 6 月 30 日	三木メンタルクリニック	西区平沼一丁目 2 番 12 号
平成 17 年 7 月 26 日	かとう在宅医療クリニック	緑区中山町 306 番地の 18
平成 17 年 7 月 31 日	鈴木医院	西区戸部町 6 丁目 210 番地
同	エムズ歯科クリニック中原	磯子区中原三丁目 5 番 22 号
同	大倉山調剤薬局	港北区太尾町 270 番地
平成 17 年 8 月 1 日	染谷小児科医院	瀬谷区阿久和西二丁目 24 番地の 1
平成 17 年 8 月 4 日	まいおか歯科クリニック	戸塚区舞岡町 3,544 番地の 3
平成 17 年 8 月 31 日	いば歯科クリニック	南区六ツ川三丁目 74 番地の 26

横 浜 市 告 示 第 425 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 廃 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 1 44 号 ） 第 55 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 49 条 に 規 定 す る 施 術 者 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

廃止年月日	氏名	住所	名称	所在地
平成17年 9月1日	飯 高 宏 一	西区平沼一丁目2番 20号	開設なし	神奈川区白楽100 番地の5

横浜市告示第 426 号

結核健康診断及び予防接種実施義務者に対する補助金交付基準

結核予防法（昭和26年法律第96号）第56条の規定による平成17年度の補助額は、次の表の左欄に掲げる種目の経費につき、それぞれ同表の右欄に掲げる算定基準により算定した額と当該事業の実施に要した総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ないほうの額の3分の2に相当する額とする。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

健康診断及び予防接種算定基準表

種 目	算 定 基 準
間 接 撮 影	(1) 447円に医療機関（福祉保健センターを除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 (2) 470円に医療機関で70ミリミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 (3) 497円に医療機関で100ミリミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
精 密 検 査	6,336円に医療機関で精密検査を受けた者の延べ数を乗じて得た額。やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は、1,695円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

横浜市告示第 427 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市まちづくり調整局都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

横浜国際港都建設計画宮沢特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
宮沢特別緑地保全地区	約 2 . 2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横 浜 市 告 示 第 428 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区
計 画 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 都 市 計 画 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜国際港都建設計画新羽駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称	新羽駅周辺地区地区計画	
位 置	横浜市港北区新羽町	
面 積	約20.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新横浜都心の一部として位置付けられており、市営地下鉄3号線の開通や都市計画道路の整備により、今後、住宅や商業施設等の立地の増加が予想される。特に新羽駅周辺は、商業・業務・サービス等の都心としての活動を支える様々な機能集積を図り、「住む」、「働く」という活動が共存し、調和できる環境の街づくりが求められる。</p> <p>本地区計画では、新横浜都心の一部を担う駅前に相応しい街づくりを進めるために、土地の高度利用を図り、商業・業務施設及び都市型住宅の立地を図るとともに、住宅、工場が共存し、調和のとれた良好な環境を創造することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>駅前地区（A地区、B地区）、住工共存地区（C地区、D地区）に区分し、それぞれ以下の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>1 駅前地区 土地の高度利用を図り、商業・業務施設を誘導し、駅前に相応しい賑わいを創出するとともに、敷地の共同化を促進し、駅前の立地を活かした都市型住宅の立地を図る。また、工場等の既存産業の保全を図る。</p> <p>2 住工共存地区 調和のとれた住工共存環境を創出するため、工場等の機能の保全と良好な住環境の整備を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>駅への安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道状空地の整備を行う。駅前地区では、地区住民や駅利用者等が賑わい、憩える快適な空間としてポケットパーク、歩道沿い空地の整備を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 駅前地区（A地区、B地区） 駅前に相応しい街づくりを進めるために、商業・業務・都市型住宅の集積を図り、調和と魅力ある街並みを形成するため、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>2 住工共存地区（C地区、D地区） 住工が共存できる調和と魅力ある街並みを形成するために、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限について定める。</p>
	緑化の方針	<p>うるおいのある街並みの形成と良好な住工共存環境の創出のため、敷地内の積極的な緑化を図る。</p>

地区施設の配置 及び規模	歩道状空地		幅員2.5m 延長約1,290m			
			幅員1.0m 延長約1,100m			
	歩道沿い空地		幅員0.5m 延長約2,310m			
	ポケットパーク		面積約210㎡ (3箇所、1箇所あたり70㎡以上)			
地区の区分	名 称	A 地 区	B 地 区	C 地 区	D 地 区	
	面 積	約3.2ha	約1.3ha	約5.5ha	約10.0ha	
建築物 等 に 関 する 事 項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 地階又は1階を住居の用に供するもの(地階又は1階の住居の用に供する部分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	建築物の容積率の最高限度	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、10分の20とする。		—————		
	建築物の敷地面積の最低限度	700㎡		500㎡	200㎡	
	ただし、次のいずれかに該当する土地についてはこの限りではない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 本規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で本規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば本規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 4 計画図に示す拡幅予定線と道路境界線に挟まれた敷地の一部又は都市計画道路区域内である敷地の一部の所有権の移転により、敷地面積の最低限度に満たないこととなる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの					
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。		1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離(前号に規定するものを除く。)は0.6m以上とする。		

<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>建築物の高さは、31mを超えてはならない。</p>	<p>1 建築物の高さは、20mを超えてはならない。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から地区計画の区域の境界線及びB地区とD地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。</p>	<p>—————</p>
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区の景観と調和したものとする。</p>		
<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。 ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これらに類するものを除く。</p>	<p>—————</p>	

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 429 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

路 線 名	起 終 点 点
末 吉 橋 第 2 0 7 号 線	鶴見区駒岡三丁目 2,473番の1地先 同 区 同 2,469番の10地先
末 吉 橋 東 部 第 1 3 3 号 線	鶴見区江ヶ崎町 1番の2地内 同 区 同 町 同 番 の 6地先
北 寺 尾 第 5 0 4 号 線	鶴見区北寺尾七丁目 524番の8地先 同 区 同 同 番 の 1地先
東 寺 尾 第 4 9 3 号 線	鶴見区東寺尾東台 1,127番の1地先 同 区 同 同 番 の 16地先
三 ツ 沢 第 3 5 2 号 線	神奈川区三ツ沢南町57番の13地先 同 区 同 町 同 番 の 9地先
高 島 台 第 4 2 7 号 線	西区高島一丁目84番地内 同 区 同 12番地先
瑞 穂 町 第 4 9 号 線	西区みなとみらい五丁目80番の1地内 同 区 みなとみらい一丁目 9番地先
高 島 台 第 4 2 8 号 線	西区高島二丁目34番の2地内 神奈川区金港町 1番の10地内
野 庭 第 4 9 0 号 線	港南区日野中央二丁目 3,724番の2地先 同 区 同 3,726番地先
下 野 庭 第 6 8 8 号 線	港南区上永谷一丁目 5,287番の5地先 同 区 同 5,307番の10地先

下 野 庭 第 6 8 9 号 線	港 南 区 野 庭 町 39 番 の 32 地 先 同 区 同 町 29 番 の 48 地 先
仏 向 町 第 3 3 6 号 線	旭 区 市 沢 町 407 番 の 3 地 先 保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,605 番 の 2 地 内
仏 向 町 第 3 3 7 号 線	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,625 番 の 14 地 先 同 区 同 町 1,600 番 の 3 地 先
仏 向 町 第 3 3 8 号 線	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,678 番 の 5 地 先 同 区 同 町 1,674 番 の 5 地 先
下 川 井 第 4 0 2 号 線	旭 区 笹 野 台 三 丁 目 207 番 の 4 地 先 同 区 同 同 番 の 5 地 先
東 希 望 が 丘 第 6 8 1 号 線	旭 区 笹 野 台 三 丁 目 179 番 の 14 地 先 同 区 同 192 番 の 1 地 先
東 希 望 が 丘 第 6 8 2 号 線	旭 区 笹 野 台 三 丁 目 182 番 の 4 地 先 同 区 同 193 番 の 8 地 先
二 俣 川 第 5 2 4 号 線	旭 区 さ ち が 丘 130 番 の 19 地 内 同 区 同 151 番 の 24 地 内
磯 子 第 5 5 4 号 線	磯 子 区 磯 子 二 丁 目 1,699 番 の 2 地 先 同 区 同 同 番 の 1 地 先
中 原 第 7 5 1 号 線	磯 子 区 田 中 一 丁 目 546 番 の 26 地 先 同 区 森 六 丁 目 546 番 の 5 地 先
新 杉 田 東 部 第 1 0 号 線	金 沢 区 白 帆 5 番 の 6 地 先 同 区 同 4 番 の 1 地 先
日 吉 北 部 第 1 1 5 号 線	港 北 区 下 田 町 三 丁 目 479 番 の 4 地 先 同 区 同 同 番 の 3 地 先
日 吉 第 4 1 6 号 線	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,062 番 の 34 地 先 同 区 同 2,126 番 の 11 地 先
篠 原 第 5 5 6 号 線	港 北 区 岸 根 町 700 番 の 25 地 先 同 区 同 町 同 番 の 66 地 先

篠原 第 5 5 7 号線	港北区岸根町 700番の26地先 同 区同 町同 番の9地先
北八朔 第 5 2 7 号線	緑区三保町 1,911番の19地先 同 区同 町同 番の35地先
市ヶ尾 第 3 6 6 号線	青葉区柿の木台 1番の36地先 同 区同 同 番の32地先
品濃 第 5 4 7 号線	戸塚区川上町 643番の38地先 同 区同 町同 番の4地先
品濃 第 5 4 9 号線	戸塚区平戸町 278番の9地先 同 区同 町 277番の5地先
品濃 第 5 5 0 号線	戸塚区平戸町 277番の7地先 同 区同 町同 番の13地先
柏尾 第 6 1 4 号線	戸塚区平戸町 395番の1地先 同 区同 町 433番の2地先
深谷 第 5 5 7 号線	戸塚区汲沢町 1,014番の29地先 同 区同 町同 番の8地先
深谷 第 5 5 8 号線	戸塚区汲沢町 1,014番の45地先 同 区同 町同 番の52地先
飯島 第 4 6 9 号線	栄区飯島町 1,072番の16地先 同 区同 町同 番の13地先
飯島 第 4 7 0 号線	栄区飯島町 2,887番の1地先 同 区同 町 2,894番の3地先
飯島 第 4 7 1 号線	栄区飯島町 2,914番の1地先 同 区同 町 2,903番の1地先
飯島 第 4 7 2 号線	栄区飯島町 2,901番の1地先 同 区同 町 2,956番の7地先
笠間 第 3 9 9 号線	栄区小菅ヶ谷二丁目 1,816番の1地先 同 区同 1,809番の1地先

笠 第 4 0 0 号線 間	栄区小菅ケ谷二丁目 1,813番の 7地先 同区同 1,806番の 2地先
笠 第 4 0 1 号線 間	栄区小菅ケ谷二丁目 1,612番の 13地先 同区同 同 番の 14地先
桂 第 5 0 9 号線 町	栄区桂台西一丁目 1,294番の 225地先 同区同 同 番の 207地先
下 第 4 9 3 号線 飯 田	泉区和泉町 796番の 9地先 同区同 町同 番の 6地先
瀬 第 5 5 5 号線 谷	瀬谷区二ツ橋町 137番の 4地先 同 区同 町同 番の 16地先
瀬 第 5 5 7 号線 谷	瀬谷区二ツ橋町 454番地先 同 区同 町 455番の 5地先
下 第 5 2 2 号線 瀬 谷	瀬谷区阿久和西三丁目 16番の 15地先 同 区同 15番の 4地先

横浜市告示第 430 号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

路 線 名	起 終 点 点
六 角 橋 第 6 3 号 線	神 奈 川 区 三 ッ 沢 下 町 29 番 の 312 地 先 同 区 同 町 48 番 の 35 地 先
高 島 台 第 1 6 号 線	西 区 高 島 二 丁 目 5 番 の 2 地 先 同 区 同 57 番 の 2 地 内
六 ッ 川 第 8 6 号 線	南 区 六 ッ 川 四 丁 目 1,176 番 の 3 地 先 同 区 同 1,175 番 の 1 地 先
蒔 田 第 1 3 6 号 線	南 区 大 岡 一 丁 目 2,243 番 の 4 地 先 同 区 同 2,237 番 の 9 地 先
野 庭 第 6 7 号 線	港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 3,732 番 の 5 地 先 同 区 同 3,724 番 の 3 地 先
下 野 庭 第 4 9 8 号 線	港 南 区 野 庭 町 39 番 の 35 地 先 同 区 同 町 27 番 の 4 地 先
舞 岡 第 3 9 号 線	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 2,407 番 の 1 地 先 同 区 同 2,405 番 の 5 地 内
笹 下 第 1 8 1 号 線	港 南 区 港 南 六 丁 目 2,415 番 地 先 同 区 同 2,420 番 の 17 地 先
笹 下 第 4 3 6 号 線	港 南 区 港 南 六 丁 目 2,412 番 の 4 地 先 同 区 同 2,415 番 地 先
三 ッ 沢 第 1 5 号 線	保 土 ケ 谷 区 岡 沢 町 49 番 の 3 地 先 同 区 同 町 182 番 の 1 地 先

上 第 星 3 1 2 号線 川	旭区市沢町 406番の 1地先 同区同 町 407番の 3地先
仏 第 向 4 号線 町	保土ヶ谷区仏向町 1,678番の 2地先 同 区同 町 1,676番地先
仏 第 向 5 号線 町	保土ヶ谷区仏向町 1,680番の 2地先 同 区同 町 1,685番の 1地先
仏 第 向 3 6 号線 町	保土ヶ谷区仏向町 1,597番の 1地先 同 区同 町 1,581番の 7地先
仏 第 向 1 6 3 号線 町	保土ヶ谷区仏向町 1,605番の 2地先 同 区同 町 1,581番の 5地先
仏 第 向 3 3 5 号線 町	保土ヶ谷区仏向町 1,625番の 9地先 同 区同 町同 番の 1地先
東 第 希 6 6 0 号線 望 が 丘	旭区笹野台三丁目 179番の 14地先 同区同 183番の 1地先
東 第 希 6 7 2 号線 望 が 丘	旭区笹野台三丁目 193番の 8地先 同区同 182番の 5地先
東 第 希 6 7 8 号線 望 が 丘	旭区笹野台三丁目 192番の 1地先 同区同 193番の 10地先
二 第 俣 5 0 6 号線 川	旭区東希望が丘 15番の 24地先 同区同 同番の 42地先
谷 第 津 4 3 2 号線 坂	金沢区谷津町 29番地先 同 区同 町 26番の 5地先
日 第 吉 3 号線 北 部	港北区下田町三丁目 479番の 2地先
篠 第 原 7 8 号線	港北区岸根町 700番の 36地先 同 区同 町同 番の 37地先
北 第 八 1 0 8 号線 朔	緑区三保町 1,939番の 1地先 同区同 町 1,923番の 1地先

北 第 八 4 3 7 号線	緑区三保町 1,911番の48地先 同区同町 1,918番の35地先
鴨 第 志 2 4 号線	青葉区鉄町 1,704番の1地先 同区同町 1,733番の2地先
品 第 濃 1 6 7 号線	戸塚区平戸町 280番の1地先 同区同町 282番の3地先
上 第 矢 1 1 号線	戸塚区上矢部町 1,719番地先 同区同町 1,720番地先
俣 第 野 1 3 5 号線	戸塚区深谷町 1,211番の2地先 同区同町同番の1地内
俣 第 野 1 3 6 号線	戸塚区深谷町 1,219番の3地先 同区同町 1,220番地先
俣 第 野 1 3 7 号線	戸塚区深谷町 1,220番地先 同区同町 1,211番の2地先
俣 第 野 1 3 8 号線	戸塚区深谷町 1,219番の1地先 同区同町 1,211番の1地先
俣 第 野 1 3 9 号線	戸塚区深谷町 1,210番地先 同区同町 1,211番の2地先
俣 第 野 2 8 2 号線	戸塚区深谷町 1,211番の1地内 同区同町 1,219番の1地内
飯 第 島 6 2 号線	栄区飯島町 2,901番の6地先 同区同町同番の4地先
飯 第 島 6 3 号線	栄区飯島町 2,904番の1地先 同区同町 2,934番の1地先
飯 第 島 6 4 号線	栄区飯島町 2,899番の2地先 同区同町 2,901番の7地先
飯 第 島 6 6 号線	栄区飯島町 2,896番の2地先 同区同町 2,894番の6地先

飯 島 第 6 8 号 線	栄区飯島町 2,917番の2地先 同区同 町 2,857番の3地先
飯 島 第 4 7 3 号 線	栄区飯島町 2,924番の3地先 同区同 町 2,930番地先
小 菅 ケ 谷 第 9 号 線	栄区飯島町 2,966番の1地先 同区同 町 2,960番の6地先
小 菅 ケ 谷 第 1 0 号 線	栄区飯島町 2,960番の7地先 同区同 町 2,956番の1地先
笠 間 第 5 8 号 線	栄区小菅ケ谷二丁目 1,612番の17地内 同区同 同 番の13地内
公 田 第 1 2 号 線	栄区公田町 1,042番の9地先
和 泉 町 第 3 5 3 号 線	泉区和泉町 4,024番地先 同区同 町 4,022番の8地先
下 飯 田 第 1 9 号 線	泉区和泉町 2,312番の2地先 同区同 町 2,307番の1地先
中 田 第 3 9 号 線	泉区中田北一丁目 2,454番の5地先 同区同 2,453番の1地先
瀬 谷 第 5 5 6 号 線	瀬谷区二ツ橋町 451番の3地先 同 区 同 町 452番の1地先

横浜市告示第 431 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

平成 17 年 10 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
末 吉 橋 第 2 0 7 号線	鶴見区駒岡三丁目 2,473 番の1地先から 同 区 同 2,469 番の10地先まで	m 1.35 ないし 4.00	m 37.40
末 吉 橋 東 第 1 3 3 号線	鶴見区江ヶ崎町 1番の 2 地内から 同 区 同 町 同 番 の 6 地先まで	6.39 ないし 11.24	122.70
北 寺 尾 第 5 0 4 号線	鶴見区北寺尾七丁目 524 番の 8地先から 同 区 同 同 番の 1地先まで	4.50	59.92
東 寺 尾 第 4 9 3 号線	鶴見区東寺尾東台 1,127 番の 1地先から 同 区 同 同 番の 16地先まで	3.44 ないし 5.50	62.26
三 ツ 沢 第 3 5 2 号線	神奈川区三ツ沢南町 57番 の 13地先から 同 区 同 町 同 番 の 9地先まで	4.00 ないし 4.50	52.59
高 島 台 第 4 2 7 号線	西区高島一丁目 84番地内 から 同 区 同 12番地先 まで	25.00	154.31

瑞 第 穂 町 49号線	西区みなとみらい五丁目 80番の1地内から 同区みなとみらい一丁目 9番地先まで	41.50 ないし 46.00	157.49
野 第 庭 490号線	港南区日野中央二丁目 3,724番の2地先から 同区同 3,726番地先まで	6.00	47.01
下 第 野 庭 688号線	港南区上永谷一丁目 5,287番の5地先から 同区同 5,307番の10地先まで	5.90 ないし 6.17	26.69
下 第 野 庭 689号線	港南区野庭町39番の32地 先から 同区同町29番の48地 先まで	5.50 ないし 5.55	120.09
仏 第 向 町 336号線	旭区市沢町407番の3地 先から 保土ヶ谷区仏向町1,605 番の2地内まで	10.50 ないし 17.00	765.24
仏 第 向 町 337号線	保土ヶ谷区仏向町1,625 番の14地先から 同区同町1,600 番の3地先まで	6.50 ないし 8.50	598.52
仏 第 向 町 338号線	保土ヶ谷区仏向町1,678 番の5地先から 同区同町1,674 番の5地先まで	4.50	58.63
下 第 川 井 402号線	旭区笹野台三丁目207番 の4地先から 同区同同番 の5地先まで	4.50	114.36
東 丘 第 希 望 が 681号線	旭区笹野台三丁目179番 の14地先から 同区同192番 の1地先まで	4.00 ないし 4.60	185.36
東 丘 第 希 望 が 682号線	旭区笹野台三丁目182番 の4地先から 同区同193番 の8地先まで	6.45 ないし 6.60	40.70

磯 第 5 5 4 号線	磯子区磯子二丁目 1,699 番の2地先から 同 区 同 同 番の1地先まで	6.00	65.00
中 第 7 5 1 号線	磯子区田中一丁目 546番 の26地先から 同 区 森六丁目 546番の 5地先まで	6.50	50.65
新 第 杉 田 東 1 0 号線	金沢区白帆 5番の6地先 から 同 区 同 4番の1地先 まで	13.00 ないし 14.80	1057.18
日 第 吉 北 部 1 1 5 号線	港北区下田町三丁目 479 番の4地先から 同 区 同 同 番の3地先まで	4.50	120.33
日 第 4 1 6 号線	港北区日吉本町二丁目 2,062番の34地先から 同 区 同 同 2,126番の11地先まで	4.50 ないし 5.15	82.52
篠 第 5 5 6 号線	港北区岸根町 700番の25 地先から 同 区 同 町 同 番の66 地先まで	6.00	131.62
篠 第 5 5 7 号線	港北区岸根町 700番の26 地先から 同 区 同 町 同 番の9 地先まで	4.50	56.59
北 第 5 2 7 号線	緑区三保町 1,911番の19 地先から 同 区 同 町 同 番の35 地先まで	6.00	172.51
市 第 3 6 6 号線	青葉区柿の木台 1番の36 地先から 同 区 同 同 番の32 地先まで	4.50	18.82
品 第 5 4 7 号線	戸塚区川上町 643番の38 地先から 同 区 同 町 同 番の4 地先まで	5.50	126.20

品 第	濃 5 4 9 号線	戸塚区平戸町 278番の 9 地先から 同 区 同 町 277番の 5 地先まで	4.50	48.83
品 第	濃 5 5 0 号線	戸塚区平戸町 277番の 7 地先から 同 区 同 町 同 番の 13 地先まで	4.50	37.72
柏 第	尾 6 1 4 号線	戸塚区平戸町 395番の 1 地先から 同 区 同 町 433番の 2 地先まで	5.00 ないし 7.50	136.19
深 第	谷 5 5 7 号線	戸塚区汲沢町 1,014番の 29地先から 同 区 同 町 同 番の 8地先まで	4.50	181.23
深 第	谷 5 5 8 号線	戸塚区汲沢町 1,014番の 45地先から 同 区 同 町 同 番の 52地先まで	4.50	75.97
飯 第	島 4 6 9 号線	栄区飯島町 1,072番の 16 地先から 同 区 同 町 同 番の 13 地先まで	4.51	70.42
飯 第	島 4 7 0 号線	栄区飯島町 2,887番の 1 地先から 同 区 同 町 2,894番の 3 地先まで	8.28 ないし 8.31	64.00
飯 第	島 4 7 1 号線	栄区飯島町 2,914番の 1 地先から 同 区 同 町 2,903番の 1 地先まで	8.00 ないし 8.02	107.00
飯 第	島 4 7 2 号線	栄区飯島町 2,901番の 1 地先から 同 区 同 町 2,956番の 7 地先まで	4.50 ないし 6.28	286.00
笠 第	間 3 9 9 号線	栄区小菅ヶ谷二丁目 1,816番の 1地先から 同 区 同 1,809番の 1地先まで	3.70 ないし 4.00	58.21

笠 第 4 0 0 号線	間 栄区小菅ケ谷二丁目 1,813番の7地先から 同 区 同 1,806番の2地先まで	4.00 ないし 4.13	20.47
笠 第 4 0 1 号線	間 栄区小菅ケ谷二丁目 1,612番の13地先から 同 区 同 同 番の14地先まで	4.50	119.41
桂 第 5 0 9 号線	町 栄区桂台西一丁目 1,294 番の225地先から 同 区 同 同 番の207地先まで	6.00	90.21
下 第 4 9 3 号線	飯 田 泉区和泉町 796番の9地 先から 同 区 同 町 同 番の6地 先まで	3.60 ないし 3.90	18.23
瀬 第 5 5 5 号線	谷 瀬谷区二ツ橋町 137番の 4地先から 同 区 同 町 同 番の 16地先まで	4.50 ないし 4.60	82.31
瀬 第 5 5 7 号線	谷 瀬谷区二ツ橋町 454番地 先から 同 区 同 町 455番の 5地先まで	2.70	54.52
下 第 5 2 2 号線	瀬 谷 瀬谷区阿久和西三丁目16 番の15地先から 同 区 同 15 番の4地先まで	4.50	90.97

横浜市告示第 432 号

市道区域の決定

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の決定の期日

平成 17 年 10 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
高 島 台 第 4 2 8 号 線	西区高島二丁目34番の2地 内から 神奈川区金港町1番の10地 内まで	m 7.50 ないし 11.50	m 173.90
二 俣 川 第 5 2 4 号 線	旭区さちが丘 130 番の 19 地 内から 同区同 151 番の 24 地 内まで	18.00	360.00

横浜市告示第 433 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成17年10月14日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新 の 別	区 間	幅 員	延 長
丸子中山 茅ヶ崎	旧	都筑区佐江戸町 864 番の1地先から 同 区 同 町 135 番の3地先まで	m 11.50 ないし 15.30	m 211.20
	新	同	14.80 ないし 23.80	同
大船停車 場矢部	旧	栄区飯島町 1,382番 の1地先から 同区長沼町 818番の 6地先まで	6.99 ないし 17.32	56.00
	新	同	6.99 ないし 20.71	同

横浜市告示第 434 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成 17 年 10 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新 の 別	区 間	幅 員	延 長
市 場 第 7 7 号 線	旧	鶴見区尻手一丁目 256番 の 2地先から 同 区 同 245番 の 2地先まで	m 6.30	m 191.83
	新	同	9.20 ないし 14.00	同
北 寺 尾 第 3 0 3 号 線	旧	鶴見区北寺尾七丁目 520 番の 3地先から 同 区 同 524 番の 18地先まで	2.80	23.82
	新	同	4.00	同
北 寺 尾 第 3 4 7 号 線	旧	鶴見区馬場二丁目 767番 の 1地先から 同 区 同 768番 の 2地先まで	3.70	5.65
	新	同	7.80 ないし 8.00	同

生 麦 第 1 2 9 号 線	旧	鶴見区岸谷三丁目 1,713 番の2地先から 同 区 同 1,575 番の1地先まで	3.67 ないし 3.76	24.12
	新	同	4.10 ないし 4.15	同
生 麦 第 1 3 8 号 線	旧	鶴見区岸谷三丁目 1,575 番の2地先から 同 区 同 1,574 番の9地先まで	4.55	2.12
	新	同	同	同
生 麦 第 2 2 3 号 線	旧	鶴見区生麦三丁目 425番 の2地先から 同 区 同 385番 の1地先まで	3.95 ないし 4.00	2.38
	新	同	4.00	同
菅 田 第 2 8 8 号 線	旧	神奈川区菅田町 1,527番 の1地先から 同 区 同 町 1,744番 の1地先まで	2.10 ないし 3.40	19.48
	新	同	3.20 ないし 10.60	同

鳥 山 第 1 3 2 号 線	旧	神奈川県片倉五丁目 212 番の1地先から 同 区同 215 番の7地先まで	2.00 ないし 2.05	12.98
	新	同	3.25 ないし 3.27	同
鳥 山 第 2 4 1 号 線	旧	神奈川県片倉五丁目 314 番の1地先から 港北区岸根町 700番の9 地先まで	3.80 ないし 3.90	114.64
	新	同	6.50	同
鳥 山 第 2 9 5 号 線	旧	神奈川県羽沢町 1,594番 の1地先から 同 区同 町 963番の 1地先まで	1.80 ないし 6.20	164.79
	新	同	6.50 ないし 7.60	同
鳥 山 第 3 6 9 号 線	旧	神奈川県片倉五丁目 212 番の1地先から 同 区同 215 番の9地先まで	2.00	16.23
	新	同	3.25	同

鳥 山 第 3 7 0 号 線	旧	神奈川県片倉五丁目 220 番地先から 同 区同 210 番の4地先まで	2.76	5.10
	新	同	4.50	同
大 口 第 4 7 8 号 線	旧	神奈川県西大口 180番の 1地先から 同 区同 173番の 1地先まで	2.80	32.55
	新	同	4.50	同
峰 沢 第 2 6 6 号 線	旧	神奈川県三ツ沢上町 144 番の2地先から 同 区同 町 155 番の1地先まで	2.80	47.47
	新	同	3.68 ないし 4.20	同
峰 沢 第 2 7 7 号 線	旧	神奈川県三ツ沢上町 117 番の1地先から 同 区同 町 132 番の1地先まで	3.00	5.00
	新	同	同	同

六 角 橋 第 3 7 5 号 線	旧	神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 29 番 の 39 地 先 か ら 同 区 同 町 48 番 の 36 地 先 まで	2.98	10.48
	新	同	5.80 ないし 6.10	66.66
六 角 橋 第 3 7 6 号 線	旧	神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 29 番 の 240 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 58 地 先 まで	6.00	3.63
	新	同	同	同
六 角 橋 第 5 0 2 号 線	旧	神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 29 番 の 313 地 先 か ら 同 区 同 町 同 番 の 239 地 先 まで	2.80 ないし 3.60	30.89
	新	同	7.80 ないし 8.00	同
三 ツ 沢 第 1 1 2 号 線	旧	神 奈 川 区 三 ツ 沢 南 町 58 番 の 5 地 先 か ら 同 区 同 町 57 番 の 12 地 先 まで	2.80	10.14
	新	同	3.60	同

高 島 台 第 3 0 3 号 線	旧	神 奈 川 区 金 港 町 2 番 の 1 地 先	8.10	8.47
	新	同	同	同
本 牧 第 1 6 3 号 線	旧	中 区 本 牧 町 1 丁 目 42 番 の 4 地 先 から 同 区 同 町 同 45 番 地 先 まで	3.26 ないし 3.61	29.58
	新	同	3.49 ないし 3.81	同
栄 本 町 線	旧	中 区 北 仲 通 5 丁 目 57 番 の 2 地 先 から 同 区 同 同 同 番 の 1 地 先 まで	40.15 ないし 72.01	100.38
	新	同	45.81 ないし 78.43	同
上 大 岡 第 6 1 3 号 線	旧	南 区 大 岡 三 丁 目 1,590 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1,773 番 の 11 地 先 まで	4.00 ないし 4.15	42.38
	新	同	6.01 ないし 6.03	同

柏 尾 第 1 9 5 号 線	旧	港南区下永谷三丁目 2,736番の1地先から 同 区同 2,725番の1地先まで	1.83 ないし 4.38	35.56
	新	同	4.38 ないし 4.46	同
下 野 庭 第 4 2 4 号 線	旧	港南区野庭町81番の49地 先から 同 区同 町同番の175 地先まで	7.81 ないし 8.13	19.20
	新	同	6.50	同
下 野 庭 第 5 0 1 号 線	旧	港南区日野三丁目 467番 の1地先から 同 区同 412番 の7地先まで	6.55	5.00
	新	同	同	同
下 野 庭 第 5 3 1 号 線	旧	港南区日野四丁目 934番 地先から 同 区同 933番 の2地先まで	4.00 ないし 5.75	40.66
	新	同	5.75 ないし 6.52	同

下野庭 第547 号線	旧	港南区日野三丁目 773番 地先から 同区同 467番 の1地先まで	2.97 ないし 2.98	5.15
	新	同	4.50 ないし 4.63	同
笹下 第170 号線	旧	港南区港南五丁目 2,640 番の13地先から 同区同 2,637 番の2地先まで	1.82	63.04
	新	同	4.38 ないし 4.49	62.53
笹下 第436 号線	旧	港南区港南六丁目 2,373 番の1地先から 同区同 2,414 番の4地先まで	3.06 ないし 3.35	72.01
	新	同	3.06 ないし 4.21	75.77
笹下 第653 号線	旧	港南区港南五丁目 2,682 番の3地先から 同区同 2,657 番の1地先まで	1.80	20.03
	新	同	4.37	7.09

野 庭 第 6 7 号 線	旧	港南区日野中央二丁目 3,732番の2地先から 同 区同 3,727番地先まで	1.83	45.44
	新	同	3.28 ないし 3.66	同
野 庭 第 7 8 号 線	旧	港南区日野五丁目 935番 の1地先から 同 区同 940番 の3地先まで	2.01 ないし 2.22	35.99
	新	同	6.35 ないし 7.07	35.47
野 庭 第 4 2 1 号 線	旧	港南区日野中央二丁目 3,732番の3地先から 同 区同 2,052番の1地先まで	3.75 ないし 4.57	62.55
	新	同	6.50 ないし 6.52	同
上 星 川 第 2 6 1 号 線	旧	保土ヶ谷区上星川一丁目 210番の7地先から 同 区同 179番の2地先まで	1.50 ないし 1.80	17.51
	新	同	1.80 ないし 2.20	32.17

上 星 川 第 3 6 8 号 線	旧	保土ヶ谷区仏向町 1,368 番の3地先から 同 区 同 町 1,365 番の1地先まで	2.50 ないし 2.60	18.08
	新	同	4.94 ないし 5.90	同
三 ッ 沢 第 1 5 号 線	旧	保土ヶ谷区岡沢町53番の 1地先から 同 区 同 町 32番の 9地先まで	1.90 ないし 2.00	53.67
	新	同	4.00 ないし 6.50	同
三 ッ 沢 第 2 7 8 号 線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町37番の 15地先から 西区浅間台 125番の13地 先まで	1.80 ないし 2.00	110.32
	新	同	1.80 ないし 5.00	101.85
仏 向 町 第 6 号 線	旧	保土ヶ谷区仏向町 1,685 番の1地先から 同 区 同 町 1,625 番の1地先まで	3.20 ないし 3.80	100.83
	新	同	4.50	同

仏 向 町 第 7 号 線	旧	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,633 番 地 先 か ら 同 区 同 町 1,658 番 の 1 地 先 まで	1.80	76.74
	新	同	3.15	同
仏 向 町 第 105 号 線	旧	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,625 番 の 9 地 先 か ら 同 区 同 町 1,716 番 の 1 地 先 まで	2.40 な い し 2.80	102.12
	新	同	6.50	同
仏 向 町 第 108 号 線	旧	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,678 番 の 5 地 先 か ら 同 区 同 町 1,680 番 の 1 地 先 まで	2.00	5.57
	新	同	2.00 な い し 4.50	同
仏 向 町 第 283 号 線	旧	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,349 番 の 1 地 内 か ら 同 区 同 町 1,367 番 の 2 地 先 まで	14.28	12.69
	新	同	同	同

川島岩間線	旧	保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目 175番の15地先から 同 区 仏向町 1,348番の4地内まで	3.20 ないし 9.00	182.40
	新	同	8.80 ないし 11.35	同
下川井第138号線	旧	旭区今宿町 2,566番の67地先から 同区同 町 2,562番の88地先まで	2.80 ないし 3.00	74.23
	新	同	3.50 ないし 4.50	同
下川井第237号線	旧	旭区金が谷二丁目 783番の22地先から 同区今宿町 2,566番の62地先まで	4.00 ないし 4.20	62.17
	新	同	6.00	同
四季美台第118号線	旧	旭区本村町 26番の15地先から 同区同 町 25番の5地先まで	0.88 ないし 2.00	66.92
	新	同	2.00 ないし 2.80	39.05

上 星 川 第 3 1 2 号 線	旧	旭 区 市 沢 町 405 番 地 先 か ら 保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,581 番 の 2 地 先 まで	2.70 な い し 2.80	25.80
	新	同	4.50	同
上 星 川 第 3 1 2 号 線	旧	旭 区 市 沢 町 351 番 地 先 か ら 保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,625 番 の 14 地 先 まで	2.40 な い し 5.40	182.70
	新	同	3.60 な い し 6.50	同
磯 子 第 6 8 号 線	旧	磯 子 区 岡 村 六 丁 目 954 番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 953 番 の 2 地 先 まで	1.80 な い し 2.10	13.82
	新	同	1.80 な い し 2.70	同
笹 下 第 4 2 2 号 線	旧	磯 子 区 森 が 丘 一 丁 目 1,636 番 の 106 地 先 か ら 同 区 同 1,707 番 の 15 地 先 まで	1.80	24.30
	新	同	4.00 な い し 5.50	同

谷 津 坂 第 1 0 6 号 線	旧	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 1, 3 5 3 番 の 1 地 先	2. 8 1 な い し 3. 0 4	5 1. 4 9
	新	同	6. 5 1 な い し 9. 2 0	同
朝 比 奈 第 2 2 8 号 線	旧	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 1, 3 5 3 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1, 3 5 1 番 の 2 地 先 ま で	1. 8 5	5 9. 6 3
	新	同	4. 5 5 な い し 8. 7 3	同
野 島 第 1 6 号 線	旧	金 沢 区 乙 舳 町 9 0 番 地 先 か ら 同 区 同 町 6 7 番 の 1 地 先 ま で	1. 8 2 な い し 1. 8 5	5 8. 3 2
	新	同	8. 0 5 な い し 8. 5 4	同
野 島 第 1 7 号 線	旧	金 沢 区 乙 舳 町 7 1 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 6 7 番 の 1 地 先 ま で	1. 8 2 な い し 1. 8 4	6 5. 0 0
	新	同	6. 9 2 な い し 7. 5 6	同

野 島 第 2 0 号 線	旧	金 沢 区 野 島 町 485 番 地 先 から 同 区 乙 舳 町 50 番 の 14 地 先 まで	6.89 ないし 6.91	140.91
	新	同	同	同
日 吉 北 部 第 2 4 号 線	旧	港 北 区 下 田 町 三 丁 目 500 番 の 2 地 先 から 同 区 同 479 番 の 3 地 先 まで	3.74 ないし 3.90	59.77
	新	同	4.50	同
高 田 町 第 1 1 3 号 線	旧	港 北 区 高 田 西 二 丁 目 494 番 の 5 地 先 から 同 区 高 田 西 四 丁 目 259 番 の 1 地 先 まで	7.27	32.38
	新	同	8.27	同
日 吉 第 6 1 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,062 番 の 15 地 先 から 同 区 同 2,125 番 の 8 地 先 まで	1.80 ないし 1.90	33.44
	新	同	4.50	同

日吉 第112 号線	旧	港北区日吉本町二丁目 2,062番の34地先から 同区同 2,039番の6地先まで	4.50	78.95
	新	同	4.50 ないし 5.00	同
新吉田 第245 号線	旧	港北区綱島西二丁目 270 番の3地先から 同区綱島西三丁目 185 番の8地先まで	6.40	61.14
	新	同	7.30 ないし 8.00	同
新吉田 第357 号線	旧	港北区綱島西三丁目 185 番の1地先から 同区同 203 番の1地先まで	3.64	78.77
	新	同	4.05	同
新吉田 第358 号線	旧	港北区綱島西三丁目 184 番の1地先から 同区同 185 番の1地先まで	3.66 ないし 3.74	44.46
	新	同	4.05 ないし 4.10	同

新 吉 田 第 4 7 5 号 線	旧	港 北 区 綱 島 西 三 丁 目 176 番 地 先 か ら 同 区 同 185 番 の 1 地 先 まで	4.58 な い し 4.60	50.60
	新	同	5.48 な い し 5.50	同
綱 島 第 3 5 8 号 線	旧	港 北 区 樽 町 二 丁 目 539番 の 2 地 先 か ら 同 区 同 597番 の 2 地 先 まで	2.00 な い し 3.50	155.18
	新	同	5.40 な い し 5.55	同
川 向 第 1 9 8 号 線	旧	港 北 区 新 羽 町 4,079番 地 先 か ら 同 区 同 町 4,078番 の 24地 先 まで	2.78 な い し 2.80	18.93
	新	同	4.15 な い し 4.16	同
大 倉 山 第 3 1 8 号 線	旧	港 北 区 太 尾 町 584番 地 先 か ら 同 区 同 町 582番 地 先 まで	3.30	4.19
	新	同	3.10 な い し 5.50	48.54

師 岡 第 2 0 4 号 線	旧	港 北 区 師 岡 町 5 5 0 番 の 1 0 地 先 から 同 区 同 町 5 5 1 番 の 1 地 先 まで	2.30	39.56
	新	同	4.50	同
師 岡 第 3 5 4 号 線	旧	港 北 区 師 岡 町 5 4 3 番 の 4 地 先 から 同 区 同 町 5 7 2 番 の 1 地 先 まで	2.24 ないし 2.26	20.19
	新	同	2.35 ないし 3.10	同
小 机 第 3 3 9 号 線	旧	港 北 区 小 机 町 5 2 5 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 5 5 5 番 の 1 地 先 まで	4.30	90.28
	新	同	7.30	同
北 寺 尾 第 1 7 4 号 線	旧	港 北 区 菊 名 三 丁 目 2 5 5 番 の 1 地 先 から 同 区 同 2 8 7 番 の 1 3 地 先 まで	2.80	35.45
	新	同	4.50	同

篠原 第317 号線	旧	港北区岸根町 700番の9 地先から 同区同町 704番の7 地先まで	2.60 ないし 2.80	18.36
	新	同	4.50	同
篠原 第550 号線	旧	港北区岸根町 681番の13 地先から 同区同町 700番の37 地先まで	3.00	16.95
	新	同	4.30 ないし 4.80	同
長津田 第97 号線	旧	緑区長津田町 2,364番の 3地先から 同区同町 2,365番の 3地先まで	2.45	24.68
	新	同	2.50 ないし 4.50	同
十日市場 第348 号線	旧	緑区霧が丘一丁目28番の 1地先から 同区同町 29番の 14地先まで	6.00	5.01
	新	同	同	同

北 八 朔 第 1 0 9 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 12 地 先 から 同 区 同 町 2,029番 の 1 地 先 まで	3.15 な い し 3.30	72.46
	新	同	3.20 な い し 4.50	同
北 八 朔 第 1 0 9 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 12 地 先 から 同 区 同 町 1,924番 の 1 地 先 まで	1.79 な い し 2.10	44.31
	新	同	3.15 な い し 3.30	同
北 八 朔 第 1 1 4 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 18 地 先 から 同 区 同 町 2,039番 地 先 ま まで	1.80 な い し 2.00	11.55
	新	同	3.00 な い し 3.20	同
北 八 朔 第 4 3 6 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,848番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,911番 の 47 地 先 まで	6.30 な い し 6.50	18.52
	新	同	6.50	同

北 八 朔 第 4 3 6 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,836番 の 5 地 先 から 同 区 同 町 1,911番 の 35 地 先 まで	6.00 な い し 6.50	65.57
	新	同	6.50	同
北 八 朔 第 4 3 6 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,939番 の 1 地 先	6.02	3.78
	新	同	同	同
北 八 朔 第 4 3 7 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 46 地 先 から 同 区 同 町 1,918番 の 35 地 先 まで	2.10 な い し 2.20	16.87
	新	同	5.50 な い し 11.00	同
北 八 朔 第 4 4 3 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 9 地 先 から 同 区 同 町 1,923番 の 6 地 先 まで	3.15 な い し 3.20	44.66
	新	同	4.50	同

北 八 朔 第 4 4 3 号 線	旧	緑 区 三 保 町 1,911番 の 9 地 先 から 同 区 同 町 1,923番 の 6 地 先 まで	1.80 な い し 1.90	33.15
	新	同	3.15 な い し 3.20	同
新 治 第 1 2 5 号 線	旧	緑 区 霧 が 丘 一 丁 目 28番 の 1地 先 から 同 区 同 27番 の 6地 先 まで	6.00	5.00
	新	同	同	同
新 治 第 1 2 5 号 線	旧	緑 区 霧 が 丘 一 丁 目 28番 の 1地 先 から 同 区 同 27番 の 14地 先 まで	6.00	5.01
	新	同	同	同
新 治 第 1 2 6 号 線	旧	緑 区 霧 が 丘 一 丁 目 25番 の 4地 先 から 同 区 同 28番 の 1地 先 まで	6.00	5.01
	新	同	同	同

中 山 第 4 7 1 号 線	旧	緑 区 森 の 台 18 番 の 3 地 先	4.50	5.00
	新	同	同	同
鴨 居 上 飯 田 線	旧	緑 区 鴨 居 一 丁 目 1,443 番 の 14 地 先 から 同 区 鴨 居 四 丁 目 1,165 番 の 12 地 先 まで	8.00 ないし 59.50	400.00
	新	同	9.20 ないし 65.00	同
黒 須 田 第 4 9 号 線	旧	青 葉 区 荏 子 田 三 丁 目 2 番 の 1 地 先 から 同 区 元 石 川 町 4,326 番 地 先 まで	1.80 ないし 1.90	61.45
	新	同	3.20 ないし 3.30	同
荏 田 北 部 第 1 3 0 号 線	旧	青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 1 番 の 8 地 先 から 同 区 同 2 番 の 34 地 先 まで	2.75 ないし 3.90	60.28
	新	同	3.70 ないし 4.80	同

荏 田 北 部 第 3 4 2 号 線	旧	青 葉 区 荏 田 西 二 丁 目 1 番 の 8 地 先 から 同 区 同 2 番 の 3 0 地 先 ま で	3.90	22.34
	新	同	4.80	同
荏 田 北 部 第 4 5 7 号 線	旧	青 葉 区 あ ざ み 野 南 一 丁 目 17 番 の 3 地 先	7.50	5.00
	新	同	同	同
荏 田 北 部 第 4 7 6 号 線	旧	青 葉 区 あ ざ み 野 南 一 丁 目 8 番 の 3 2 地 先	4.50	5.00
	新	同	同	同
恩 田 西 部 第 1 8 5 号 線	旧	青 葉 区 す み よ し 台 17 番 の 39 地 先 から 同 区 同 35 番 の 2 地 先 ま で	12.00	62.56
	新	同	12.00 ないし 16.50	同

鉄 鴨 志 田 線	旧	青葉区鴨志田町 1,204番 地先から 同 区すみよし台37番の 1地先まで	8.00	37.59
	新	同	8.00 ないし 10.00	同
池 邊 第 4 0 5 号 線	旧	都筑区大丸21番の 1地先 から 同 区 同 22番の 9地先 まで	6.00	4.41
	新	同	同	同
池 邊 第 4 0 5 号 線	旧	都筑区大丸21番の 2地先 から 同 区 同 22番の 5地先 まで	6.00	4.41
	新	同	同	同
池 邊 第 4 0 5 号 線	旧	都筑区大丸21番の 3地先 から 同 区 同 20番の 3地先 まで	6.00	4.41
	新	同	同	同

池 邊 第 4 0 5 号 線	旧	都 筑 区 大 丸 21 番 の 4 地 先 か ら 同 区 同 20 番 の 1 地 先 ま で	6.00	4.40
	新	同	同	同
池 邊 第 4 1 5 号 線	旧	都 筑 区 高 山 19 番 の 1 地 先 か ら 同 区 葛 が 谷 14 番 の 14 地 先 ま で	12.00	28.09
	新	同	13.50	同
池 邊 第 4 2 9 号 線	旧	都 筑 区 葛 が 谷 14 番 の 14 地 先	3.00	35.88
	新	同	同	24.97
品 濃 第 1 6 6 号 線	旧	戸 塚 区 平 戸 町 294 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 478 番 の 4 地 先 ま で	2.02 な い し 2.09	13.45
	新	同	4.50 な い し 5.24	17.64

品 濃 第 2 7 0 号 線	旧	戸 塚 区 川 上 町 6 4 3 番 の 5 6 地 先	6 . 5 0	5 . 0 2
	新	同	同	同
品 濃 第 4 0 6 号 線	旧	戸 塚 区 平 戸 町 2 6 9 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 2 7 8 番 の 9 地 先 まで	2 . 5 8 な い し 4 . 2 2	5 7 . 5 3
	新	同	5 . 0 0 な い し 6 . 2 8	同
品 濃 第 4 2 3 号 線	旧	戸 塚 区 平 戸 町 2 7 7 番 の 1 3 地 先 から 同 区 同 町 2 8 3 番 地 先 まで	1 . 8 9 な い し 2 . 1 2	5 9 . 3 6
	新	同	4 . 5 0	6 6 . 0 9
品 濃 第 4 2 4 号 線	旧	戸 塚 区 平 戸 町 2 8 2 番 の 5 地 先 から 同 区 同 町 2 8 3 番 地 先 まで	2 . 0 6 な い し 2 . 1 0	1 8 . 3 8
	新	同	4 . 5 0	同

汲 沢 第 2 6 1 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 五 丁 目 1,781 番 の 20 地 先 から 同 区 同 1,784 番 の 11 地 先 まで	4.00	17.51
	新	同	4.00 ないし 4.50	同
汲 沢 第 2 7 7 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 五 丁 目 1,784 番 の 11 地 先 から 同 区 同 同 番 の 18 地 先 まで	3.40	38.95
	新	同	4.50	同
深 谷 第 2 3 7 号 線	旧	戸 塚 区 深 谷 町 241 番 の 181 地 先 から 同 区 同 町 588 番 の 3 地 先 まで	5.20 ないし 5.50	37.49
	新	同	6.00 ないし 6.50	同
深 谷 第 2 4 1 号 線	旧	戸 塚 区 深 谷 町 588 番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 644 番 の 1 地 先 まで	3.50 ないし 3.60	23.62
	新	同	4.50 ないし 5.00	同

原 第 号 線 宿 9	旧	戸 塚 区 影 取 町 235 番 の 21 地 先 から 同 区 同 町 259 番 の 9 地 先 まで	2.00 な い し 2.40	7.92
	新	同	4.50	同
原 第 号 線 宿 157	旧	戸 塚 区 影 取 町 258 番 の 6 地 先 から 同 区 同 町 250 番 の 1 地 先 まで	2.70 な い し 3.60	29.98
	新	同	4.50 な い し 9.50	同
飯 第 号 線 島 67	旧	栄 区 飯 島 町 2,891 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 2,917 番 の 3 地 先 まで	1.36 な い し 2.33	103.00
	新	同	8.27 な い し 9.64	83.00
飯 第 号 線 島 307	旧	栄 区 飯 島 町 1,066 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,072 番 の 4 地 先 まで	4.00 な い し 4.50	57.44
	新	同	4.50 な い し 5.00	同

飯 島 第 3 5 0 号 線	旧	栄区長沼町 830番の12地 先から 同区飯島町 2,897番の1 地先まで	0.74 ないし 1.34	207.00
	新	同	2.79 ないし 8.26	197.00
飯 島 第 3 5 0 号 線	旧	栄区飯島町 2,960番の6 地先から 戸塚区下倉田町 1,877番 の7地先まで	3.01 ないし 3.47	110.00
	新	同	4.53 ないし 4.71	同
飯 島 第 3 8 4 号 線	旧	栄区飯島町 2,465番の3 地先から 同区同 町 2,919番の2 地先まで	5.31 ないし 14.01	443.00
	新	同	同	同
笠 間 第 2 5 9 号 線	旧	栄区笠間三丁目 1,569番 地先	7.50 ないし 10.60	11.91
	新	同	6.80 ないし 8.57	同

笠 間 第 2 9 8 号 線	旧	栄区笠間三丁目 516番の 1地先から 同区同 595番の 1地先まで	2.80	90.65
	新	同	6.50	同
笠 間 第 2 9 9 号 線	旧	栄区笠間三丁目 592番の 1地先から 同区同 601番の 6地先まで	1.86 ないし 3.37	118.14
	新	同	6.50 ないし 7.00	同
宮 沢 第 3 8 6 号 線	旧	泉区和泉町 7,750番の 1 地先から 同区同 町 7,738番の 2 地先まで	3.38 ないし 3.44	46.16
	新	同	4.52 ないし 4.53	同
宮 沢 第 3 9 0 号 線	旧	泉区和泉町 7,752番の 1 地先から 同区同 町 7,750番の 1 地先まで	2.75 ないし 3.13	66.72
	新	同	3.64 ないし 4.53	同

上 飯 田 第 2 4 2 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 4,597番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 4,580番 の 1 地 先 まで	4.09 な い し 4.30	34.91
	新	同	4.50	同
和 泉 町 第 2 3 1 号 線	旧	泉 区 上 飯 田 町 786番 の 2 地 先 から 同 区 同 町 800番 の 1 地 先 まで	6.80 な い し 9.90	31.96
	新	同	7.30 な い し 10.30	同
和 泉 町 第 2 5 3 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 3,651番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 3,046番 地 先 まで	3.20 な い し 4.10	187.28
	新	同	7.80 な い し 14.10	同
和 泉 町 第 2 7 7 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 3,986番 の 2 地 先 から 同 区 同 町 4,002番 の 24 地 先 まで	4.05 な い し 4.40	24.90
	新	同	4.50 な い し 4.57	同

和 泉 町 第 2 9 2 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 3,779 番 地 先 か ら 同 区 同 町 3,784 番 の 2 地 先 まで	2.48 な い し 3.70	74.35
	新	同	3.40 な い し 4.20	同
和 泉 町 第 4 2 2 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 3,510 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 3,587 番 地 先 ま で	5.25 な い し 11.75	260.22
	新	同	10.75 な い し 15.74	同
和 泉 町 第 4 6 5 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 2,446 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 2,427 番 の 4 地 先 まで	5.95 な い し 6.03	142.91
	新	同	6.70 な い し 7.34	同
和 泉 町 第 4 6 7 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 3,569 番 地 先 か ら 同 区 同 町 3,369 番 の 2 地 先 まで	4.20 な い し 10.30	383.85
	新	同	11.20 な い し 15.20	同

中 田 第 1 9 3 号 線	旧	泉 区 中 田 北 一 丁 目 2,454 番 の 1 地 先 から 同 区 同 番 の 1 地 先 まで 2,439	2.85 な い し 3.40	77.81
	新	同	6.00 な い し 6.03	同
中 田 第 4 0 3 号 線	旧	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,675 番 の 7 地 先 から 同 区 同 番 の 14 地 先 まで 1,663	3.90 な い し 4.00	71.96
	新	同	4.50 な い し 4.51	同
中 田 第 4 0 4 号 線	旧	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,663 番 の 4 地 先 から 同 区 同 番 の 7 地 先 まで 1,657	3.10 な い し 4.10	89.94
	新	同	4.51 な い し 4.53	同
中 田 第 4 0 5 号 線	旧	泉 区 中 田 東 一 丁 目 1,608 番 の 4 地 先 から 同 区 同 番 の 27 地 先 まで 1,663	3.60 な い し 3.80	42.19
	新	同	4.50 な い し 4.53	同

下 飯 田 第 1 6 7 号 線	旧	泉 区 和 泉 町 2,312番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 2,607番 地 先 ま で	2.64 な い し 2.94	205.52
	新	同	6.50 な い し 6.95	同
下 飯 田 第 2 0 7 号 線	旧	泉 区 下 飯 田 町 1,403番 の 1地 先 から 同 区 同 町 1,565番 の 1地 先 まで	3.60 な い し 3.66	27.02
	新	同	4.50	40.37
五 貫 目 第 4 5 号 線	旧	瀬 谷 区 目 黒 町 24番 の 18地 先 から 同 区 同 町 27番 の 7地 先 まで	3.79 な い し 4.06	60.53
	新	同	4.12 な い し 4.30	同
五 貫 目 第 1 0 9 号 線	旧	瀬 谷 区 目 黒 町 21番 の 11地 先 から 同 区 同 町 24番 の 20地 先 まで	2.70 な い し 3.19	85.24
	新	同	5.50 な い し 7.39	同

瀬 谷 第 4 3 1 号 線	旧	瀬谷区二ツ橋町 144番の 7地先から 同 区 同 町 137番の 4地先まで	1.80	25.70
	新	同	3.52 ないし 3.62	同

横浜市告示第 435 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

1 道路区域の変更の期日

平成17年10月14日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新 の 別	区 間	幅 員	延 長
栄町汐入 町公園通	旧	鶴見区栄町通2丁目14番 の3地先から 同区同町13番 の2地先まで	m 15.00 ないし 19.00	m 34.77
	新	同	15.00	同
羽沢池辺 線	旧	神奈川区羽沢町485番の 1地先から 同区同町676番の 5地先まで	17.00 ないし 45.00	290.00
	新	同	45.00 ないし 70.00	同
西戸部 第104 号線	旧	西区戸部本町54番の16地 先から 同区同町42番の12地 先まで	7.93 ないし 9.51	5.56
	新	同	7.66 ないし 7.93	同

池 辺 市 ケ 尾 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 2,258番 の 3地 先 から 同 区 同 町 2,253番 の 4地 先 まで	37.00 ないし 40.00	6.97
	新	同	35.00 ないし 37.00	同
小 雀 第 1 2 9 号 線	旧	栄 区 田 谷 町 1,293番 の 5 地 内 から 同 区 同 町 463番 の 2地 内 まで	45.00 ないし 84.00	107.00
	新	同	47.50 ないし 92.00	同
岡 津 第 5 1 3 号 線	旧	泉 区 岡 津 町 2,777番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 同 番 の 8 地 先 まで	16.02 ないし 19.95	24.08
	新	同	16.02 ないし 17.00	同

横 浜 市 告 示 第 436 号

歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 48 条 の 7 第 3 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の 道 路 を 歩 行 者 専 用 道 路 に 指 定 す る。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 指 定 の 期 日

平 成 17 年 10 月 14 日

2 路 線 名 等

路 線 名
高 島 台 第 4 2 8 号 線

横浜市告示第 437 号

市道路線の名称変更

次のように市道路線名を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

旧・新 の 別	路線名	起 終 点 点
旧	中 山 第 2 4 5 号 線	緑 区 三 保 町 1,191 番 の 1 地 先 同 区 同 町 923 番 の 1 地 先
新	中 山 第 4 8 9 号 線	同

横 浜 市 告 示 第 438 号

川 崎 市 と の 境 界 に 係 る 橋 の 管 理 に 関 す る 協 定 の 内 容

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、
川 崎 市 と の 境 界 に 係 る 橋 の 管 理 に つ い て 、 次 の と お り 協 定 を 締 結 し
た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 締 結 年 月 日

平 成 17 年 10 月 7 日

2 管 理 区 域 等

(1) 路 線 名

末 吉 橋 東 部 第 133 号 線

(2) 橋 名

江 ヶ 崎 こ 線 橋

(3) 橋 の 所 在 地

横 浜 市 鶴 見 区 江 ヶ 崎 町

川 崎 市 幸 区 小 倉

(4) 管 理 者

横 浜 市

横 浜 市 長 中 田 宏

公 告

横浜市公告第 851 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

変更年 月日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
平成 16 年 2 月 19 日	30078	有限会社メン テナンス飯田	(新) 飯 田 英 之	瀬谷区宮沢一丁目 26番地の8
			(旧) 飯 田 稔	

横浜市公告第 852 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

変更年 月日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所所在地
平成17 年6月 1日	00429	株式会社ジェ ス	(新) 村 松 勇 治	緑区長津田町2, 966番地
			(旧) 宇 都 木 伊 信	

横浜市公告第 853 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

変更年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平成17 年 7 月 19 日	11310	積 和 建 設 神 奈 川 東 株 式 会 社	笠 松 克 自	(新) 港 北 区 新 羽 町 815 番 地
				(旧) 川 崎 市 幸 区 南 幸 町 2 丁 目 9 番 地

横浜市公告第 854 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

変更年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平成 17 年 7 月 20 日	30174	有 限 会 社 ジ ュ ヨ ウ	佐 田 千 寿	(新) 緑 区 三 保 町 1,384 番 地
				(旧) 神 奈 川 区 菅 田 町 867 番 地 の 4

横浜市公告第 855 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリー屏風ヶ浦

磯子区森三丁目17番33号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社田中商事

取締役社長 浅 野 實恵子

磯子区森三丁目17番33-315号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社京急ストア 取締役社長 照 井 稔 東京都港区高輪3丁目26番26号 株式会社秀 代表取締役 大久保 利 邦 磯子区磯子二丁目27番25-1号	株式会社京急ストア 取締役社長 今 井 守 東京都港区高輪3丁目26番26号 株式会社秀 代表取締役 大久保 利 邦 磯子区磯子二丁目27番25-1号

(4) 変更の年月日

平成17年4月22日

(5) 変更した理由

代表者の変更による

2 届出年月日

平成17年9月20日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局商業・サービス業課

横浜市公告第 856 号

横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の案を作成するので、横浜市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年10月横浜市条例第40号）第2条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある利害関係人は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

- 1 種類
横浜国際港都建設計画地区計画
- 2 名称
青葉美しが丘4丁目A地区地区計画
- 3 位置
青葉区美しが丘四丁目及び元石川町地内
- 4 縦覧場所
中区港町1丁目1番地
横浜市まちづくり調整局都市計画課
- 5 縦覧期間
平成17年10月14日から平成17年10月28日まで

横浜市公告第 857 号

横浜国際港都建設計画地区計画の計画案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の計画案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地区計画
伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
中区伊勢佐木町、末広町、長者町及び福富町東通地内
- 3 縦覧場所
中区港町1丁目1番地
横浜市まちづくり調整局都市計画課
- 4 縦覧期間
平成17年10月14日から平成17年10月28日まで

横 浜 市 公 告 第 858 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 建 築 物 は 、 建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 6 条 第 1 項 、 第 52 条 及 び 第 62 条 第 2 項 の 規 定 に 違 反 し て い る の で 、 同 法 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 措 置 を と る こ と を 命 じ た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 措 置 の 内 容
是 正 措 置
- 2 建 築 物 の 所 在 地
神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 170 番 7 号
- 3 建 築 物 の 構 造 等
構 造 木 造
階 数 地 上 2 階 建
用 途 一 戸 建 の 住 宅
- 4 被 命 令 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 15 番 1 号
高 山 精 文

横浜市公告第 859 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地
 内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に
 基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内
 における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとお
 り認定した。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

認定年月日	認定番号	一団地	申請者
平成17年 9月16日	第10025号	港北区日吉本町 986番ほか	独立行政法人都市再生 機構神奈川地域支社 地域支社長 盛 重 晴

横 浜 市 公 告 第 860 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 16 年 5 月 19 日 第 16 開 602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 町 田 市 中 町 1 丁 目 17 番 3 号
株 式 会 社 ミ ノ ワ ホ ー ム
代 表 取 締 役 三 ノ 輪 利 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 南 一 丁 目 5,121 番 の 1 及 び 5,121 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 861 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 16 年 7 月 21 日 第 16 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 小 雀 町 1,137 番 地
株 式 会 社 長 野 工 務 店
代 表 取 締 役 長 野 真 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 深 谷 町 414 番 の 2 、 505 番 の 1 、 505 番 の 2 の 一 部 、 50
5 番 の 3 か ら 505 番 の 10 ま で 、 506 番 の 1 か ら 506 番 の 8 ま で 、
508 番 の 1 の 一 部 、 508 番 の 2 、 511 番 の 1 の 一 部 、 511 番 の 2
、 512 番 の 1 、 512 番 の 3 か ら 512 番 の 5 ま で 、 513 番 の 1 の 一
部 、 513 番 の 4 及 び 513 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 862 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 16 年 9 月 30 日 第 16 開 1111 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 菊 名 六 丁 目 17 番 8 号
協 栄 ハ ウ ジ ン グ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 難 波 三 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 日 吉 本 町 六 丁 目 325 番 の 3 、 325 番 の 4 、 325 番 の 6 の
一 部 、 325 番 の 7 、 325 番 の 8 及 び 325 番 の 9 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 863 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 16 年 12 月 28 日 第 16 開 1113 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 品 濃 町 545 番 地 の 5
株 式 会 社 アイ デ ィ ー エ ム
代 表 取 締 役 田 畑 憲 士
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 豆 戸 町 387 番 の 1 から 387 番 の 22 ま で 、 391 番 の 5 、
391 番 の 7 から 391 番 の 13 ま で 及 び 391 番 の 14 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 864 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 17 年 3 月 16 日 第 16 開 1116 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
株 式 会 社 真 和 産 業
代 表 取 締 役 川 口 辰 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 小 机 町 803 番 の 4 、 803 番 の 5 、 803 番 の 7 から 803 番
の 23 ま で 及 び 803 番 の 24 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 865 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 17 年 5 月 11 日 第 17 開 1701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 宮 前 区 土 橋 2 丁 目 6 番 地 の 17
株 式 会 社 成 建
代 表 取 締 役 田 畑 誠
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 藤 が 丘 二 丁 目 46 番 の 12 の 一 部 、 46 番 の 63 か ら 46 番 の 65 ま
で 及 び 46 番 の 66 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 866 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 17 年 5 月 26 日 第 17 開 804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 58 番 地
株 式 会 社 伊 藤 工 務 店
代 表 取 締 役 伊 藤 寛 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 上 白 根 町 902 番 の 4 の 一 部 、 902 番 の 18 、 902 番 の 21 及 び
902 番 の 31 か ら 902 番 の 37 ま で

横 浜 市 公 告 第 867 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 17 年 6 月 29 日 第 17 開 702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 南 区 港 南 中 央 通 2 番 9 号
有 限 会 社 開 行 設 計
代 表 取 締 役 阪 口 市 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 坂 本 町 209 番 の 1 、 209 番 の 2 、 209 番 の 14 から 20
9 番 の 17 ま で 、 210 番 の 1 、 210 番 の 14 、 210 番 の 16 及 び 210 番
の 17

横 浜 市 公 告 第 868 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 16 年 7 月 5 日 第 16 南 開 1 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 台 町 9 番 地 の 2 一 幸 ビ ル 301 号
株 式 会 社 明 貴
代 表 取 締 役 金 田 和 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
南 区 大 岡 三 丁 目 1,759 番 の 62 、 1,759 番 の 105 の 一 部 、 1,759
番 の 120 か ら 1,759 番 の 123 ま で 、 1,759 番 の 124 の 一 部 、 1,75
9 番 の 125 及 び 1,759 番 の 128 か ら 1,759 番 の 130 ま で

横浜市公告第 869 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成17年4月22日第17戸開1号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区深谷町 538 番地
川 邊 武
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区深谷町 561 番

横 浜 市 公 告 第 870 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 中 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
第 17 ・ 1 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 17 年 10 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.63 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 東 寺 尾 北 台 1,330 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 北 原 不 動 産
代 表 取 締 役 北 原 登 美 夫

横 浜 市 公 告 第 871 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 西 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
第 17 ・ 7 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 17 年 10 月 5 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
30.497 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ケ 谷 区 鎌 谷 町 339 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー
代 表 取 締 役 高 村 明 彦

横 浜 市 公 告 第 872 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 南 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
第 17 ・ 10 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 17 年 9 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 4 道 路 の 延 長
14.83 m
- 5 指 定 の 場 所
金 沢 区 釜 利 谷 東 七 丁 目 1,058 番 の 2 ほか 1 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
布 川 潔

横浜市公告第 873 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市まちづくり調整局北部建築事務所指導調整課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 14 日

横浜市長 中 田 宏

- 1 指定番号
第 17・18・5 号
- 2 指定年月日
平成 17 年 10 月 5 日
- 3 道路の幅員
4.50 m ないし 5.00 m
- 4 道路の延長
20.53 m
- 5 指定の場所
都筑区川和町 2,757 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社飯田産業
代表取締役 森 和彦

横 浜 市 公 告 第 874 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 南 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
第 17 ・ 13 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 17 年 10 月 5 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
14.37 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 柏 尾 町 185 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 智 臣

横 浜 市 公 告 第 875 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ くり 調 整 局 西 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 17 年 10 月 14 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
第 17 ・ 16 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 17 年 10 月 4 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
21.68 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 岡 津 町 1,695 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
相 模 興 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 川 口 忠 人

横浜市公告第876号

市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
鶴見区内に存する市営住宅及び共同施設（梶山住宅、駒岡住宅、鶴見中央住宅、生麦住宅、矢向住宅、矢向第二住宅、アルト生麦、ウィンドヒル鶴見、エスポワールFR、コージ一ハウス潮田、駒岡・ヒルズ、サザンコート、サンライフ生麦、サンワイズ汐入館、鶴見イーストリバー、ブリジャンテ北寺尾、ブリッジレジデンス鶴見及びユウユウ・本町）	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 田 島 秀 一	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
神奈川区内に存する市営住宅及び共同施設（神大寺ハイツ、栗田谷アパート、栗田谷住宅、グリーンヒル三ツ沢、菅田ハイツ、西台町住宅、三ツ沢中町ハイツ、ウイナス新町、カーサ敷島Ⅲ、カメ	同	同	同

<p>リア、ぐうはうす 高島台、グリーン ピア片倉、ケーラ インセブン、サウ スヒルサイドテラ ス、サンガーデン 三ツ沢、サンハイ ム西寺尾、サン・ 三ツ沢、シュガー ベル、テラスハウ ス西大口、ドミー イグレックエス、 ノースヒルサイド テラス、ヒルズ神 大寺、フローラ神 大寺、ボスケ・リ オ・カーサ、松ヶ 丘レジデンス、ラ ・クラッセ西寺尾 及びルグラン21)</p>			
<p>西区内に存する市 営住宅及び共同施 設（藤棚ハイツ、 山王メゾン野毛山 、サンパレス横浜 、ひのき館、ファ ーロ・ガイ、リベ ルテ横浜、ルピナ ス平沼及びレヂデ ンス・リバースト ーン)</p>	<p>中区山下町22番地</p>	<p>上野トータルファシリテ ィー株式会社オリックス ・ファシリティーズ株式 会社共同グループ 代表者 上野トータルファシリテ ィー株式会社 代表取締役社長 上 野 誠</p>	<p>同</p>
<p>中区内に存する市 営住宅及び共同施 設（寿町住宅、ビ ューコート小港、 不老町住宅、ベイ サイド新山下、ア リエスヨコハマ、 エバーグレイス本 牧、エムズ長者町</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

<p>、グリーンハイツ 室橋、コーポ元町 、サンタハウス本 牧、サンフラット 関内、セントラル シティ横浜、タウ ンコート山手、ド リームタウン山手 、ヒルサイドシッ プス、フロレスタ 本牧、ベルストー ン本牧及びルミエ ール本牧)</p>			
<p>南区内に存する市 営住宅及び共同施 設（清水ヶ丘ハイ ツ、永田山王台住 宅、アイディール Ⅱ、アベニュー弘 明寺、ヴィベール 横濱、エクセルハ イム清水ヶ丘、エ ーデル南、グラン ドゥール・コート 、ケンズ・ハウス 、コンソラール吉 野町、サウスヴィ ラ横濱、シルク花 之木、セレッサ弘 明寺、TKゴーニ ーナナ、フレアコ ート、ベルチエ蒔 田、ポルト横浜、 ライトハウス別所 、ラ・メゾン・ペ ジブル、リフレッ シュ中村町、ル・ パルクメゾン蒔田 、レジデンス榎及 びワイズ弘明寺)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

港南区内に存する市営住宅及び共同施設（野庭住宅、日野住宅、エルチェ上大岡、サンヒルズ港南台、ドミール上永谷、ヒルトップ洋光台、メゾンひまわり及びワコルダー）	神奈川県栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 田 島 秀 一	同
保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設（岩井町第二住宅、岩崎町住宅、霞台グリーンハイツ、上星川住宅、川辺町住宅、川辺町第二住宅、コンフォール明神台、桜ヶ丘住宅、西原グリーンハイツ、初音が丘住宅、法泉ハイツ、グリーンヴェイル西谷、グレースランド、シャイニング横浜、トレジャーハウス、ニューパス横浜権太坂、パークハイム星川、ヒルサイド西谷、ヒルズ峰岡、ミカーサ横浜及びライブラリーさくら）	同	同	同
旭区内に存する市営住宅及び共同施設（旭グリーンハイツ、今宿ハイツ	同	同	同

<p>、川井本町住宅、 グリーンヒル上白 根、笹野台住宅、 善部町住宅、鶴ヶ 峰南住宅、中希望 が丘ハイツ、東希 望が丘ハイツ、ひ かりが丘住宅、二 俣川宮沢住宅、エ ムケイ・ドリーム 笹野台、クレール 白根、コリンデエ スパワー、ハー ヴェストコート、 ヒルズ東希望が丘 、ル・グラン下川 井及びルブワール)</p>			
<p>磯子区内に存する 市営住宅及び共同 施設（磯子住宅、 岡村住宅、杉田住 宅、滝頭住宅、滝 頭第二住宅、滝頭 第三住宅、洋光台 住宅、アルカサー ノ洋光台、エテル ニテ(N)、サンテ ラス洋光台、ディ アコート磯子台、 ディライト・ファ イブ、ハイランド 磯子Ⅱ、プラム・ ブラッサム池の端 、ブルックハイツ 磯子、プレミール 新杉田、ミュール バツハ上中里、ラ ンドピース根岸及 びリバーパーク根</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

岸)			
金沢区内に存する市営住宅及び共同施設（金沢柴町住宅、金沢住宅、金沢第二住宅、金沢第三住宅、釜利谷東ハイツ、富岡西ハイツ、谷津坂住宅及びサンモール）	同	同	同
港北区内に存する市営住宅及び共同施設（サンヴァリエ日吉、日吉本町ハイツ、大豆戸町住宅、箕輪住宅、エクセルヴィラ妙蓮寺、オルミー日吉、クラドル日吉、グランドジュール鳥山、シャインヴィラ妙蓮寺、ひかるコート横浜、ポレポレ・K、ルミエール高田及びロータス綱島）	同	同	同
緑区内に存する市営住宅及び共同施設（上の原グリーンハイツ、北八朔住宅、十日市場駅前住宅、十日市場第二住宅、十日市場ヒルタウン、長津田スカイハイツ、白山住宅、三保グリーンハイツ、三保みどり台住宅、谷津田原第二住	同	同	同

宅、谷津田原ハイツ、サニーコート式番館、サニーハウス、サンライズ中山及びメルクマール敬愛)			
青葉区内に存する市営住宅及び共同施設（鴨志田住宅、山内住宅、ソレーユ荏子田及びトゥエルブ市ケ尾）	東京都新宿区西新宿7丁目22番12号	住友不動産建物サービス株式会社 代表取締役社長 小 澤 覚	同
都筑区内に存する市営住宅及び共同施設（勝田住宅、つづきが丘住宅、カスタムA棟、グレイス仲町台、ソレイアードⅢ及びノーブル式番館）	同	同	同
戸塚区内に存する市営住宅及び共同施設（戸塚原宿住宅、名瀬住宅、名瀬第二住宅、平戸住宅、プロムナード矢部、南戸塚住宅、吉田町住宅、アザレア館、グリーンファーム秋葉、クレスト戸塚、サンステージ原宿、Fujiビューグランドハイツ、ベルドミール坂下及びボナール戸塚）	神奈川県栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 田 島 秀 一	同
栄区内に存する市営住宅及び共同施設（小菅が谷住宅	同	同	同

<p>、小菅が谷第二住宅、本郷台住宅及びびラ・ハート横濱本郷台)</p>			
<p>泉区内に存する市営住宅及び共同施設（上飯田住宅、上飯田第二住宅、新橋住宅、新橋第二住宅、アルブルⅡ、アルブルⅢ、グリーンヒルズ領家、セントラルヒルズ、セントラルヒルズ壱番館、ボヌール緑園及びモンティクロ参番館)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>瀬谷区内に存する市営住宅及び共同施設（阿久和向原住宅、上瀬谷住宅、瀬谷南住宅、橋戸ハイツ、橋戸原ハイツ、三ツ境住宅、三ツ境ハイツ、三ツ境南住宅、南台ハイツ、楽老ハイツ、ウインズ瀬戸、グランデュールプラザ、グリーンヒルソウブ、パークヒル瀬谷及びレジデンス紫陽花)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

横浜市公告第877号

改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、改良住宅及び地区施設の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月14日

横浜市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
鶴見区内に存する改良住宅及び地区施設（鶴見中央住宅）	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 田 島 秀 一	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
西区内に存する改良住宅及び地区施設（尾張屋橋住宅及び藤棚ハイツ）	中区山下町22番地	上野トータルファシリティ株式会社オリックス・ファシリティーズ株式会社共同グループ 代表者 上野トータルファシリティ株式会社 代表取締役社長 上 野 誠	同
中区内に存する改良住宅及び地区施設（ベイサイド新山下）	同	同	同
南区内に存する改良住宅及び地区施設（中村町住宅及び中村町南住宅）	同	同	同
保土ヶ谷区内に存する改良住宅及び地区施設（岩井町住宅）	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 田 島 秀 一	同
金沢区内に存する改良住宅及び地区施設（塩場住宅、瀬ヶ崎住宅、瀬戸橋住宅、南三双住宅及び六浦住宅）	同	同	同

港北区内に存する 改良住宅及び地区 施設（さかえ住宅 ）	同	同	同
栄区内に存する改 良住宅及び地区施 設（本郷住宅）	同	同	同

区 告 示

鶴見区告示第2号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、佃野町内会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

横浜市鶴見区長 小 堀 卓

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	橋 茂 男 鶴見区佃野町38番19号	伊 藤 昌 次 鶴見区佃野町17番17号

磯子区告示第7号

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成17年10月14日

横浜市磯子区長 永井富雄

1 名称

丸山第二町内会

2 規約に定める目的

民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ会員相互の親睦を図り、地域社会の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 区域

磯子区丸山一丁目24番4号、24番7号から24番9号まで、24番11号から24番13号まで、24番17号、24番20号、24番23号、25番1号、25番3号、25番7号、25番8号、25番11号から25番13号まで、25番17号から25番19号まで、26番1号から26番3号まで、26番8号から26番11号まで及び26番13号から26番17号まで並びに丸山二丁目の区域

4 事務所

磯子区丸山二丁目8番13号

5 代表者の氏名及び住所

新井敏二郎

磯子区丸山二丁目24番6号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成17年10月5日

栄区告示第13号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸二丁目町会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成17年10月14日

横浜市栄区長 吉久保 英 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	前 園 信 子 栄区庄戸二丁目14番23号	吉 田 敏 生 栄区庄戸二丁目11番13号

区 公 告

磯子区公告第54号（平成17年10月1日掲示済）

横浜市磯子地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市磯子地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月1日

横浜市磯子区長 永 井 富 雄

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市磯子地区センター	磯子区磯子三丁目5番1号	横浜市磯子区区民利用施設協会 会長 宮 嶋 修	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市上中里地区センター			
横浜市杉田地区センター			
横浜市根岸地区センター			

磯子区公告第55号（平成17年10月1日掲示済）

老人福祉センター横浜市喜楽荘の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市喜楽荘の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月1日

横浜市磯子区長 永井 富雄

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
磯子区磯子三丁目5番1号	横浜市磯子区区民利用 施設協会 会長 宮 嶋 修	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

栄区公告第44号（平成17年10月1日揭示済）

横浜市栄区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市栄区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月1日

横浜市栄区長 吉久保 英 雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区岡野二丁目3番 30号	神奈川共立・共立・JSS共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役社長 加藤 晴 夫	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

栄区公告第45号（平成17年10月1日揭示済）

横浜市上郷地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市上郷地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月1日

横浜市栄区長 吉久保 英 雄

名 称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市上郷地区センター	栄区桂町303番地の19	栄区区民利用施設協会 会長 角 田 和 宏	横浜市上郷地区センターの供用開始の日から平成23年3月31日まで
横浜市豊田地区センター			平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市本郷地区センター			平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

栄区公告第46号（平成17年10月1日揭示済）

老人福祉センター横浜市翠風荘の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市翠風荘の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月1日

横浜市栄区長 吉久保 英 雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区桂町303番地の19	栄区区民利用施設協会 会長 角 田 和 宏	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

西区公告第31号（平成17年10月3日揭示済）

横浜市西地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市西地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市西区長 大場 茂 美

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西地区センター	西区藤棚町1丁目55番地3	西区区民利用施設協会 会長 吉田 茂	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市藤棚地区センター			
横浜市戸部コミュニティハウス			
横浜市平沼集会所	西区岡野二丁目13番5号	西区第五地区自治会連絡協議会 会長 後藤 洋一	

港南区公告第47号（平成17年10月3日掲示済）

横浜市港南地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市港南地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市港南区長 安 武 啓 揮

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市港南地区センター及び横浜市桜道コミュニティハウス	港南区上大岡西一丁目6番1号	港南区区民利用施設協会 会長 白 居 清 作	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
横浜市港南台地区センター	中区伊勢佐木町1丁目4番地の1	株式会社有隣堂 代表取締役社長 松 信 裕	
横浜市永谷地区センター			
横浜市野庭地区センター	港南区上大岡西一丁目6番1号	港南区区民利用施設協会 会長 白 居 清 作	
横浜市東永谷地区センター			

港南区公告第48号（平成17年10月3日揭示済）

横浜市港南区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市港南区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市港南区長 安 武 啓 揮

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
港南区上大岡西一丁目6番1号	京急グループ 代表者 株式会社京急アドエ ンタープライズ 代表取締役社長 飯 田 純	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

保土ヶ谷区公告第 102 号（平成 17 年 10 月 3 日 掲 示 済）

横浜市今井地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市今井地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 17 年 10 月 3 日

横浜市保土ヶ谷区長 金子 宣 治

施設の 名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今井地区センター	東京都目黒区東山 1 丁目 6 番 1 号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 小林 政 延	平成 18 年 4 月 1 日 から平成 23 年 3 月 31 日 まで
横浜市西谷地区センター	保土ヶ谷区川辺町 5 番地の 11	保土ヶ谷区区民利用 施設協会 会長 橋 本 淳	
横浜市初音が丘地区センター			
横浜市ほどがや地区センター			
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス			
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館			

旭区公告第57号（平成17年10月3日揭示済）

横浜市市沢地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市市沢地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市旭区長 早 渕 直 樹

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市沢地区センター	中区伊勢佐木町1丁目4番地の1	株式会社有隣堂 代表取締役社長 松 信 裕	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市今宿地区センター	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12	横浜市旭区区民利用施設協会 会長 佐々木 明 男	
横浜市白根地区センター			
横浜市都岡地区センター			
横浜市鶴ヶ峰コミュニティハウス			

瀬谷区公告第40号（平成17年10月3日掲示済）

横浜市阿久和地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市阿久和地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市瀬谷区長 屋代昭治

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市阿久和地区センター	瀬谷区瀬谷三丁目18番地の1	瀬谷区区民利用施設協会 会長 相原信行	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
横浜市瀬谷地区センター			
横浜市中屋敷地区センター			

瀬谷区公告第41号（平成17年10月3日掲示済）

老人福祉センター横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に
 基づき、老人福祉センター横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者として、
 次の者を指定した。

平成17年10月3日

横浜市瀬谷区長 屋代昭治

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
瀬谷区瀬谷三丁目18番地の1	瀬谷区区民利用施設協会 会長 相原信行	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

都 筑 区 公 告 第 44 号 （ 平 成 17 年 10 月 4 日 掲 示 済 ）

横 浜 市 北 山 田 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 北 山 田 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者
を 指 定 し た 。

平 成 17 年 10 月 4 日

横 浜 市 都 筑 区 長 伊 藤 秀 明

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 北 山 田 地 区 セ ン タ ー	東 京 都 目 黒 区 東 山 1 丁 目 6 番 1 号	ア ク テ ィ オ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 小 林 政 延	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 都 筑 地 区 セ ン タ ー	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 齋 藤 史 郎	
横 浜 市 中 川 西 地 区 セ ン タ ー	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 29 番 5 号	特 定 非 営 利 活 動 法 人 つ づ き 区 民 交 流 協 会 理 事 長 長 谷 川 秀 男	
横 浜 市 仲 町 台 地 区 セ ン タ ー			

都 筑 区 公 告 第 45 号 （ 平 成 17 年 10 月 4 日 掲 示 済 ）

老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 つ づ き 緑 寿 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き 、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 横 浜 市 つ づ き 緑 寿 荘 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 10 月 4 日

横 浜 市 都 筑 区 長 伊 藤 秀 明

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 齋 藤 史 郎	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 23 年 3 月 31 日 ま で

中区公告第82号（平成17年10月5日揭示済）

横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月5日

横浜市中区長 大 浜 悦 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市竹之丸地区センター	中区伊勢佐木町1丁目4番地の1	株式会社有隣堂 代表取締役社長 松 信 裕	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
横浜市野毛地区センター	中区山下町25番地	中区区民利用施設協会 会長 小 林 武 志	
横浜市本牧地区センター			
横浜市中本牧コミュニティハウス			
横浜市上台集会所			

中 区 公 告 第 83 号 (平 成 17 年 10 月 5 日 掲 示 済)

老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に
 基づき、老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者として、
 次の者を指定した。

平成17年10月5日

横 浜 市 中 区 長 大 浜 悦 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中区山下町25番地	中区区民利用施設協会 会長 小林 武 志	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

金 沢 区 公 告 第 44 号 (平 成 17 年 10 月 5 日 掲 示 済)

横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

平 成 17 年 10 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 長 横 松 進 一 郎

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号	金 沢 区 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 横 井 正 巳	平 成 18 年 4 月 1 日 から 平 成 23 年 3 月 31 日 まで
横 浜 市 釜 利 谷 地 区 セ ン タ ー			
横 浜 市 富 岡 並 木 地 区 セ ン タ ー			
横 浜 市 能 見 台 地 区 セ ン タ ー			
横 浜 市 六 浦 地 区 セ ン タ ー			
横 浜 市 柳 町 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス			
横 浜 市 六 浦 ス ポ ー ツ 会 館			

鶴見区公告第98号（平成17年10月6日掲示済）

横浜市潮田地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市潮田地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月6日

横浜市鶴見区長 小堀 卓

名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所在地	名 称	
横浜市潮田地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目19番11号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会 理事長 佐藤 信 男	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
横浜市駒岡地区センター			
横浜市末吉地区センター			
横浜市寺尾地区センター	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 齋藤 史 郎	
横浜市生麦地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目19番11号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会 理事長 佐藤 信 男	
横浜市矢向地区センター			

横浜市潮田公園コミュニティハウス			
横浜市鶴見市場コミュニティハウス	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 長 崎 克 一	横浜市鶴見市場コミュニティハウスの供用開始の日から平成22年3月31日まで
横浜市鶴見中央集会所	鶴見区鶴見中央三丁目19番11号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会 理事長 佐 藤 信 男	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

鶴見区公告第99号（平成17年10月6日掲示済）

老人福祉センター横浜市鶴寿荘の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市鶴寿荘の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月6日

横浜市鶴見区長 小堀 卓

指 定 管 理 者		指定の期間
所在地	名 称	
中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 齋藤 史郎	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

港北区公告第 117 号（平成 17 年 10 月 6 日 掲 示 済）

横浜市菊名地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づき、横浜市菊名地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成 17 年 10 月 6 日

横浜市港北区長 遠 藤 包 嗣

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市菊名地区センター	港北区菊名六丁目18番10号	港北区区民利用施設協会 会長 大谷宗弘	平成 18 年 4 月 1 日 から平成 23 年 3 月 31 日まで
横浜市篠原地区センター	東京都目黒区東山1丁目6番1号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 小林政延	
横浜市綱島地区センター	港北区菊名六丁目18番10号	港北区区民利用施設協会 会長 大谷宗弘	
横浜市新田地区センター			
横浜市日吉地区センター			
横浜市菊名コミュニティハウス			
横浜市小机一ツ館			

緑区公告第47号（平成17年10月6日揭示済）

横浜市十日市場地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市十日市場地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月6日

横浜市緑区長 熊倉利男

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市十日市場地区センター	緑区中山町329番地の25	緑区区民利用施設協会 会長 大槻 孝	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市長津田地区センター	緑区長津田三丁目4番12号	土志田建設株式会社・緑区区民利用施設協会共同事業体 代表者 土志田建設株式会社 代表取締役社長 土志田 領 司	
横浜市中山地区センター	緑区中山町329番地の25	緑区区民利用施設協会 会長 大槻 孝	
横浜市白山地区センター			

青葉区公告第65号（平成17年10月6日掲示済）

横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の規定に基づき、横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

平成17年10月6日

横浜市青葉区長 松野完二

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市美しが丘西地区センター	青葉区市ケ尾町1,154番地の9	青葉区区民利用施設協会 会長 松澤孝郎	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
横浜市大場みすずが丘地区センター	東京都目黒区東山1丁目6番1号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 小林政延	
横浜市奈良地区センター	青葉区市ケ尾町1,154番地の9	青葉区区民利用施設協会 会長 松澤孝郎	
横浜市藤が丘地区センター	中区不老町1丁目6番地の4	特定非営利活動法人 建物管理ネットワーク 理事長 谷川弘一	
横浜市山内地区センター	青葉区市ケ尾町1,154番地の9	青葉区区民利用施設協会 会長 松澤孝郎	
横浜市若草台地区センター			
横浜市青葉台コミュニティハウス			
横浜市新石川スポーツ会館	青葉区あざみ野二丁目19番地の1	株式会社ALTC 代表取締役社長 益山茂	